

## 社会的・連帯経済体制の可能性

粕谷, 信次 / KASUYA, Nobuji

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 経済志林

(巻 / Volume)

76

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

131

(終了ページ / End Page)

198

(発行年 / Year)

2009-03-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004008>

# 社会的・連帯経済体制の可能性

粕谷 信次

## 目次

- I. はじめに—オルタナティブ像の明確化の緊急性—
- II. 連帯経済，あるいは，社会的・連帯経済体制とは何か（その1）
- III. ハーバース読解の掘り下げ
  - 〔1〕ハーバースの挑戦（肯定的な評価）
  - 〔2〕ハーバースへの挑戦（掘り下げるべき点）
    - （1）拙著での批判点
    - （2）批判の掘り下げ
  - 〔3〕〈あいだ〉パラダイムの適用
    - 社会的・連帯経済の基礎づけのために—
- IV. 社会的・連帯経済体制とは何か（その2）
  - 〔1〕システムの暴走の果てのカタストロフィーからの再生
    - 「バブル退治」—
  - 〔2〕持続可能な経済づくり
    - （1）社会的統合
    - （2）大地と命と暮しの共生
  - 〔3〕マクロ体制輪郭素描
  - 〔4〕社会的・連帯経済体制のグローバル像

## V おわりに

注

参照文献

## I. はじめに一オルタナティブ像の明確化の緊急性—

今回のサブプライム・ローン破綻に端を発する「100年に1度の金融・経済危機」に見舞われるまで、市場至上主義を掲げる新自由主義は勝利を誇り、グローバルに広がった。しかし、いまや、新自由主義の本山のアメリカが、今の今まで掲げていた市場至上主義を180度転換して、国家が前面に出て、金融機関の、そしてさらに産業企業の不良債権を買い取り、その資本に公的資金を注入（国有化）した。さらに、財政の破綻や基軸通貨・ドルの暴落の危険も顧みず、アメリカが、そして世界各国が一斉に財政支出の大盤振る舞いに走り出した。しかし、次々にバブルを起こして辛くも成長を維持してきたバブル資本主義が、バブルに頼らずにどのように成長軌道に復帰しえるのか。新自由主義の命脈は尽きたという他ない。

しかし、新自由主義の命脈が尽きたのはよいが、地球上の人々の命と暮らしはどうなるのか。新自由主義は、先進諸国の内部でも、途上国の内部でも、そして先進諸国と途上国の間ではさらに大きく、資産、所得をはじめあらゆる面で格差を広げ、コミュニティの解体を進め、社会的統合に亀裂を生じさせ、人々の命と暮らしそのものを支える大地との共生の危機も、いまや危険な臨界点を越えつつある。われわれは、まさに、人類史上未曾有の危機の中にあるといわねばならない。

持続可能な社会を21世紀以降も期待しえる社会変革があるとすれば、それはいかなる社会変革か。サブプライム破綻に先立って、ハーヴェイは『新自由主義』を著わし、新自由主義とは、じつは、窮地に追い込まれた支配階級権力の用意周到な戦略に基づく支配の奪還だ、と階級政治の言辞を復活させた。ドイツで『資本論』が売れ出し、日本でも『蟹工船』を読む若

者が増えているという。スラヴォイ・ジジェックは『迫りくる革命—レーニンを繰り返す』で第二のレーニンの出現に期待する。しかし、国家社会主義（中央集権の計画経済）はすでに失敗している。では、再びケインズやブレトンウッズの修正資本主義・混合経済に戻るのか？ EU諸国はそれを期待しているようである。しかし、これもすでに来た道であり、スタグフレーションを帰結し、新自由主義の跋扈を準備することになってしまった道である。

われわれは、拙著（2006）『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』時潮社（以下、前書と略記する）において、そのような社会変革論として、社会的・連帯経済体制（後述）の全貌とそこへいたる道筋を提起した積りである。しかし、われわれがその積りでも、十分には伝わりにくかったようである。例えば、『経済志林』誌上の前書を巡っての座談会<sup>1)</sup>では、川上忠雄と増田寿男から次のような問題が提起された（下線は引用者）。

川上 「バブルというのは…大きな破たんとしては100年か200年に1回、…ところがそれが立て続けに世界的にところを変えて起こるといような事態になってきている。…その中で、…社会的経済とかアソシエーションというのをできるだけ広げていくというのは、それはそのとおり…けれども、果たしてそれでいま市場・国家システムが作り出している枠、しかも重大なところで破たんをきたしている枠に取って代われるのかというと、…代われないのではないかということまで含んで、このオルターナティブというものを考えないと、ほんとうの現実的なオルターナティブになりきれない」（p.269）「システムのほうのカタストロフィーというか、破局というのは、1930年代を見れば一つイメージがわく…そういうことに対処することができるというのは…国家システム（で）…そういうことについての一定の考慮がないと、ほんとうの現実味に欠ける。いま直面しているカタストロフィーに、一撃の下につぶされてしまう。」（p.273-274）「いま現実に直面している問題からいったら、アメリカがリーダーになって全体を抑えているから、何とかまだ動いているわけです。ところがそれがい

ったん崩れると、それは国際機関などと言っても簡単にできるものではない。そうではなくて、むしろ優位の国家が話し合うしかない。…今リージョナリズムとか何とかということで多少問題になっていますけれど、それがもっと非常にクリティカルに問題になる。…そういうことについてある程度現実味を持って予想しながら、考えないといけないのではないか。」(「座談会」, p.275-276, 以下も同じ)

**増田** 「それは…権力獲得の革命運動ではないが、社会変革の運動と書いてあるでしょう。だからここと関係するのだと思います。国家を粕谷さんの場合はかなり甘く見ている。」(p.276)

市場システムについても、竹田茂夫からその強力性について提起された。

**竹田** 「いま国家が一つ問題になっていますけれど、もう一つは市場ですよ。…イギリスの生活協同組合を少し勉強したことがあります。その会長さんの方針で、スーパーマーケットチェーンに対抗するためには、こちらも市場化しないといけない、つまり、生協生き残りのために市場化は仕方ないのだというわけです。市場原理というのはそういう意味でも極めて強力なものでして、…株式会社というのは、…非常に強い強力な原理を持っていて、自分を維持するし、自分の原理を広げていくことができる。それに対して社会的経済が最終的に依拠するものは何だろうか。ミッション、あるいはソリダリティーと言いますが、それをどうやって具体的に我々は調達していったらいいのだろうか。」(p.278-279) 「…私は社会防衛というポランニーの言葉を使っていますが、市場原理で押され尽くした挙句の、しかし最後は譲れませんという運動として理解すべきではないか。それはぎりぎり社会防衛であって、そこから打って出るということは、今のところ方法論としてそんなに強力な原理があり得るかという疑問です。」(p.281)

問題は、2点ありそうである。一つ目は、やや弁解めくが、前書は二部

構成で、いわば補論としてのⅡ部で、現代の「社会変革主体」を「新しい社会運動主体」に見出す私の考え方の形成過程を振り返り、本編としてのⅠ部では、それを「社会的経済」のグローバルな台頭のうちにみたのである。それゆえ、Ⅰ部の話の中心が社会的経済、社会的企業、あるいは非営利組織（NPO）や連帯経済といったミクロ的な事業組織についてか、あるいはそれらからなる「第三（社会）セクター」（国家セクターでもなく、営利企業セクターでもない）の展開についてとなっている。たしかに、それらが企業セクターや国家セクターへ働きかけて、「経済の社会的経済化」、「民主主義の民主主義化」をすすめて、持続可能な政治経済体制を構築することを展望した。しかし、その部分は図を掲げただけで、説明が希薄であった。それゆえ、「新しい社会変革主体」がアソシエーショナルな「社会的経済」を形成して、市場システムや国家システムに取って代わるということを主張しているように受け取られたのかもしれない。

二つ目は、まさに、そのことの自己反省だが、市場と国家システムのカタストロフィーのなかで、権力統治の国家システムに「一撃の下につぶされてしまわ（れ）」ないように、国家システムへの働きかけによる国家システムの変容が具体的にどうあり得るのか、緊張感をもって探ることが未だなされていないことは確かである。市場システムが強固だという点も、まさにその通りである。しかし、社会的・連帯経済が、そして後述するラディカル・デモクラシーが国家システムの性格を変容させることは出来ないのか、市場システムの性格を変容させていくことは出来ないのか。

サブプライム破綻に発するカタストロフィーのなかで、オルタナティブな社会像が切実に求められているとき、座談会は緊張ある刺激をわれわれに与えてくれた。第三セクターと市場、国家両セクターの関連を強調し、一つの全体的体制像を少しでも明確にしていくことが、われわれの緊急の課題だと思われる。

ところで、西川潤は、西川潤・生活経済研究所編著『連帯経済』の序章

で、社会的経済の古典ともいべきシャルル・ジードの『社会的経済』を  
読解して、「ジード自身は（また、今日でも広く一カッコ内は引用者）、社会的  
経済と連帯経済はほぼ同義のものとして使っているが、その内容を検討す  
ると、「社会的経済」から「連帯経済」へ、という道筋が描かれていると考  
えられる。」「『社会的経済』とは、具体的な非営利事業を指すが、『連帯経  
済』とはマクロ・レベルで、より社会的連帯を重視する組織を意味する、  
より抽象性の高いレベルのものとして使われている」という<sup>2)</sup>。同書の第  
2章の北島健一「連帯経済論の展開方向」は、「リピエッツが二つの概念の  
違いとして、社会的経済は『いかにして、すなわちどのような法人格、組  
織内のルールの下で、それを行なうのか』という問いかけへの解答によっ  
て定義され、一方、連帯経済は『どのような名の下に、それを行なうのか』  
という問いかけへの解答によって定義されると、表現した」ということを  
紹介する。そして、連帯経済論者は、「どのような名で行なう」のか、その  
プロジェクトを分析して、「プロジェクトを共有する人々同士の関係は、イ  
ンタレストに基づいた契約関係でもなく、また支配者／被支配者という権  
力的な関係でもなく、互酬性原理の基礎にある社会関係、共生的な関係に  
特徴付けられると見た」という（下線は引用者の強調を表す。以下も同じ）。  
すなわち、法的にもインフォーマルで、必ずしも市場で貨幣的に表現され  
ない人と人との互酬的關係を組み込んだ経済活動を連帯経済といっている  
ようである。西川潤の社会的経済と連帯経済の分別と全く同じではないに  
しても、西川潤の解釈にも整合的と見てよからう。

西川潤も、「連帯経済」をもっぱらマクロ的な体制概念として提唱してい  
るのではなく、「マクロ、メゾ、ミクロの三レベルで存在し、資本蓄積を動  
因とする資本主義を『連帯』という外部性によって変容させるとともに、  
非営利セクターの活動をその一因として、営利・非営利・権力各セクター  
の相互依存関係を重視する…。連帯経済は、三つのレベルが相互に関連し  
ている」と、むしろ、その多様性、重層性をも強調している。しかし、「連  
帯経済」を、そのような特徴をもたせながらも、マクロの体制概念として

提起をしているのだと思う。それは、まさに、われわれのオルタナティブ像をマクロな体制概念として明確にすることが必要だと考えるわれわれには格好の提案である。積極的に同意を表したい（但し、西川潤の用いる『連帯経済』という用語はじつに多義的で、マクロ体制を意味することもあり、ミクロ事業を意味することもあり、また、ラテン・アメリカでは社会的経済に代わり一般的につかわれたり、フランスでは社会的経済が大きくなって営利企業と同型化するのを批判する小さなアソシエーションとして登場したりしている。それゆえ本稿では、とくに体制を意味する場合は、社会的経済の多様性を包摂する用語としての「社会的・連帯経済」に「体制」をつけて、社会的・連帯経済体制とした）。本稿では、われわれなりにそれを概念的に彫琢し、含意を拡げていきたい。

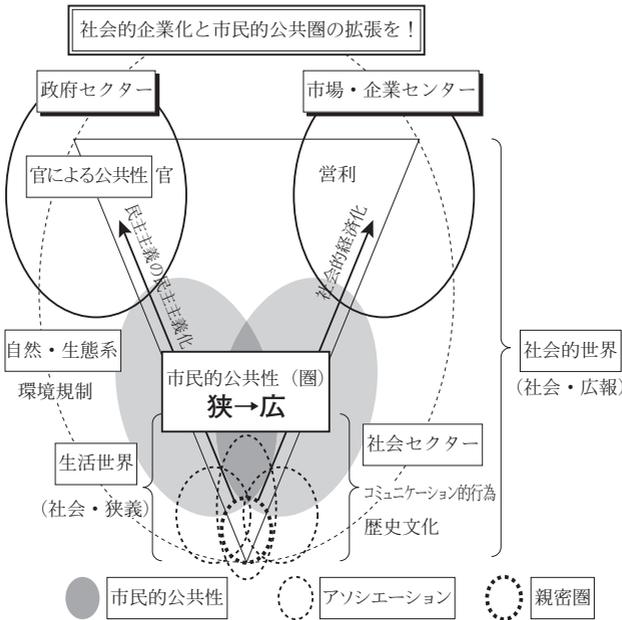
さて、連帯経済、あるいは、社会的・連帯経済体制とは何かということは、本稿の全体をもって答える課題であるが、最初に、社会的・連帯経済体制とは何か、その核と考えられるものだけにでも触れておいた方が叙述とその理解に便宜があろう〔Ⅱ〕。つづいて、前書におけるハーバーマスの批判的読解の不十分さを補い、社会的・連帯経済理解の便宜に資する〔Ⅲ〕。そのうえで、〔Ⅱ〕で暫定的に提示した抽象的な社会的・連帯経済体制像の彫琢に向かう〔Ⅳ〕。

## Ⅱ. 連帯経済、あるいは、社会的・連帯経済体制とはなにか(その1)

自然という大地の上で、人間という社会的動物が営む社会生活のありようをできるだけ包括的に、かつ、簡素に表現しようとして、いろいろな人がいろいろな観点からいろいろな図解を試みている。われわれも前書で、ペストフ（福祉社会の三角形）とハーバーマスの議論（システムによる生活世界の植民地化、コミュニケーション的行為→公共性など）を背景に、その史的展開を継続的な4つの図式（A商品経済化と近代化 B福祉国家化 C新自由主



図2 再掲 図1-5D  
民主主義の民主主義化の社会的経済促進



出所：前書 p.35

放を促す。他方で、近代国民国家が形成され、私的所有権を主要な内容とする法秩序を確立する。かくて、自己増殖する貨幣、すなわち資本が社会の基幹的生産過程を包摂する資本主義的生産様式が確立した。

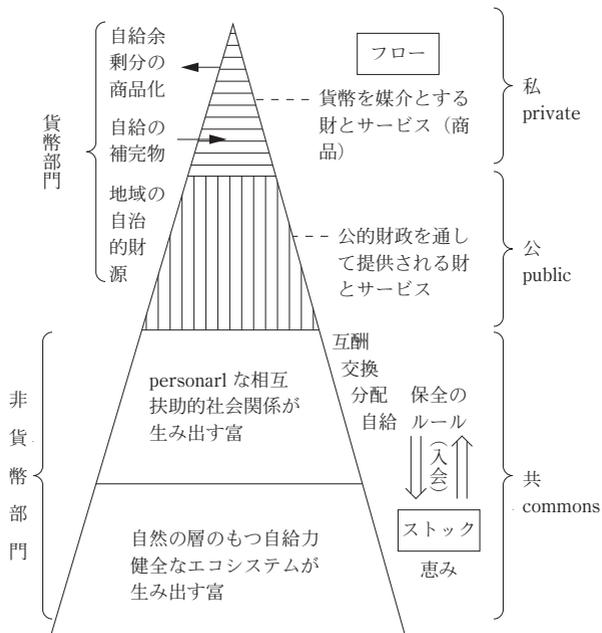
多辺田政弘『コモンズの経済学』の図解はこれを別様に表現したものであろう。しかし、多辺田正弘の場合、とくにその図3は、近代化の、あるいは、開発の初期段階を想定して、私が円で表した社会の土台である〈自然・生態系〉との共生関係と、人と人とのインフォーマルで直接的な社会関係である〈狭義の社会・生活世界〉の比重を大きく表わし、その内容もより詳しく表現している（非貨幣部門、共commons）。図4はその後、市場経済の突出、そして近代国家の肥大とともに、〈非貨幣部門、コモンズ〉の崩壊（ハーバーマスにいわせれば、システムによる「生活世界の植民地化」）が

進行した様子を大胆に、そして簡素に表現するものであろう。

社会的・連帯経済のコア中のコアをなすものは、先取りしていってしまうと、図3の〈自然の層のもつ自給力・健全なエコシステムが生み出す富〉と〈personalな相互扶助的社會関係が生み出す富〉を社会的連帯によって、社会的再生産に再び組み込むということである。

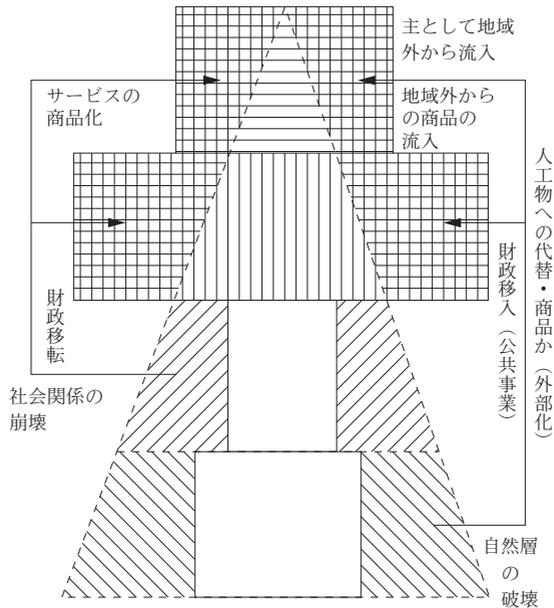
ところで、いま、いとも簡単に、連帯経済のコアを上のように言っただけで済ませたが、少しでも具体的に、それはどう云うことかと問うと、途端に難しくなってしまう。そもそも連帯とは何か。西川潤は、連帯を（「連帯」という）「外部性」（おそらく、市場システムの外部性？われわれとしては国家システムの外部性も、当然のことながらシステムの外部性のうちに含まれる

図3 健全なエコロジーが支える経済



出所：多辺田政弘（1990），p.52

図4 非貨幣部門の破壊による経済成長  
(市場経済の社会からの突出とコモন্ズの崩壊)



出所：多辺田政弘（1990），p.56

と考える。一引用者) というし、北島健一は、ホネットにしたがって、「(ある価値の枠組みを前提とした人々の『お互いの中での対称的な敬意の関係』に基づく人々の相互行為の関係」という。前書では、システムの外部性という否定的表現は西川潤に同じくし、また、北島健一のポジティブな表現には、概括的に言えば、ハーバースにしたがった「コミュニケーション的行為」が相当している。しかし、われわれは、それを外部に開かれるにしたがって、〈親密圏—アソシエーション/コミュニティー—市民的公共性〉(その先に国家的公共性)へと展開するとし、具体的には、図2のD図を掲げた。

しかし、それも、〈市民的公共性の拡延!、経済システムの社会的経済化、民主主義の民主主義化〉といっただけでは、また、システムに抗して、

(システムが優勢な) 社会的再生産に再び組み込むといっても、どのように抗して、どう組み込むのか、そうじて、『経済志林』誌上の「座談会」でなされたような問題提起はこれを免れなかったのである。もちろん、いまでも、「座談会」で私が応答した論旨の方向は基本的に正しかったと思っているが、さまざまに不十分な点があることも否めない。そこで、社会的・連帯経済体制についての考察を少しでも前進させるべく、まずは、前書でおこなったハーバーマス読解をもう少し掘り下げておきたい。

### Ⅲ. ハーバーマス読解の掘り下げ<sup>3)</sup>

#### [1] ハーバーマスの挑戦 (肯定的な評価)

ハーバーマスは、現代社会の問題性を「生活世界」のシステムによる植民地化にみて、これを打開する方途を、理想的に開かれたコミュニケーション的討議 (以下、熟議とも表現する) による生活世界のコミュニケーション的理性の合理化に求める。それは、立憲的法治国家における市民主権の実現と裏表になった市民のあいだの政治的公共圏における、フォーマル、インフォーマルな熟議民主主義の活性化によるとする。かれは、いまや、途上国の民主化、東欧の民主化、そして先進諸国の民主主義の民主主義化を鼓吹するリベラル・デモクラットとして、時代の寵児となった。その理論的基礎は、乱暴を承知でいえば、大著『コミュニケーション的行為の理論』(1981) とともに確立したといえよう。要点を指摘すれば、次のようにいえよう。

近代の啓蒙は、デカルトの「我思う、故に我在り」の主客二分法に始まる。その啓蒙が進めば進むほど、他者を客体化する (神に代わった) 自我の視線を支配するのは、もっぱら道具的な・目的合理性となる。社会的再生産全体がマックス・ウェーバーにしたがえば、意味を喪失して道具的合理性の「鉄の檻」となり、ヘーゲルを継ぐマルクスにしたがっても、それは

もっぱら価値増殖を追求するシステムという物象化した相で現れる。この両者の思考を引き継ぐフランクフルト学派第一世代には、この「鉄の檻」、効率追求システムのくびきからの解放は、「プロレタリアート」という「大文字の主体」の出現に期待する他ない。しかし、スターリン支配下のロシア、そしてナチスの全体主義は、この期待を微塵に打ち砕いた。彼らには深い絶望しか残らなかった。フランクフルト学派第二世代のハーバーマスにとっての課題は、第一世代が陥った「啓蒙の弁証法」の絶望から逃れることであった。

ハーバーマスは、早くから認識の関心には、道具的理性ばかりでなく、解放への関心があるとしていた。しかし、後に自己反省しているように、彼の最初の大きな時代診断である『公共性の構造転換』の初版（1962）当時は、社会について、「ひとつの大きな結社、『大文字の主体』としてのイメージを保持していた。」（その裏側としてであろう、「大衆化した公衆のコミュニケーション能力を評価していなかった」という）（同書、第2版序文、1990）

これらの弱点を克服すべく、理論枠組みの転換を完遂したのが、『コミュニケーション的行為の理論』である。すなわち、カント、ヘーゲルの超越的意識論（意識哲学、現象学）の破棄と相互行為による間主観的世界論への転換であるが、これを言語論的転回によって果たしたのである。言語論的転回といわれるのは、理論的枠組みのこの間主観的世界への転換を、互いに了解しあうことを前提とする日常言語共同体の間主観性に求めるからである。

ところで、この言語論的転回によって現れる間主体的世界は、フッサールの「生活世界」の現象学を払拭した〈システムと生活世界〉という経験科学や日常言語分析の対象となる世界として現れる。ここで、システムとは、貨幣・市場システムや国家・行政システムなどのメディアが媒介し、複雑化した社会での、理想的に開かれた熟議を縮減するもの、つまり、コミュニケーション的行為をショートカットするものである。それは経験科学も動員できる（「事実」の）領域である。しかし、ハーバーマスにとって

より重要なのは、システム化されていない狭義の社会領域（生活世界）での行為の規範的「妥当性」をめぐる道徳的・実践的討議、価値基準の評価的討議など、熟議して達成するコンセンサスの追及である。そのコンセンサスこそ、間主観的真理であり、価値であり、規範であり、公共性なのである。

そして、これは『事実と妥当性』でさらに明確化されるが、事実性と規範的妥当性をともに追及する法制化によって、その規範・妥当性・公共性をシステムに及ぼす社会変革を追及し、システムによって植民地化された生活世界を解放する。この間に、「新しい社会運動」にも理解を示すようになったということを勘案すれば、以上の諸点がリベラル・デモクラシーの旗手としての、ハーバーマスの時代への挑戦の逸し得ないポイントであろう。

## [2] ハーバーマスへの挑戦（掘り下げるべき点）

### (1) 前書での批判点

まず、前書でなした批判の諸点を挙げておこう。中心的論点の第一は、熟議、すなわち、仮想的に、理想的に開かれた討議によるコンセンサスこそ、ハーバーマス理論のアルファであり、オメガであると思われるが、それは現実に可能なのか。ロールズ理論における「無知のヴェール」と同じく、方法的仮定の世界なのではないか。現実の世界では、熟議をこらしても、外部に開き切れるものではない。社会的に排除されているもの、未来世代、「声なき声」はその存在すら参加者に気付かれないか、現在の参加者に都合よくディスカウントされる。優越した位置を占める文化、コミュニティの成員は、足を踏まれている者の痛みは本当には分からない。したがって、熟議共同体成員が、自分たちの熟議は理想的に開かれ、リベラルだと思われらの市民的公共性でさえ、かれらの熟議共同体のコミュニタリヤン性格を払拭し切れることはない。もちろん、〈家族／コミュニティ〉

アソシエーション→公共圏〉と外へ開かれるにしたがって理想の普遍的価値・公正に近づくであろうが、それはいよいよ抽象的な価値・公正性となっていくであろう。しかし、現実の身体をもった人間たちの討議共同体は、いつもその中間段階でコミュニタリアン・リベラルのデモクラシーに留まる。この現実世界にあっては、したがって、権力的な、文化的な、民族的なヘゲモニー闘争の場たるを免れないのではないだろうか。ハーバーマスは、それらを一挙に捨て去り、言語共同体の発話分析で片付けてしまう。そうすると、人類は言葉を獲得して以来、古代ギリシャ・ローマのそれから余り変わらぬ、人類の理性の普遍性にいとも簡単に近づいてしまう。かくて、それは、西欧近代合理性、カントの天空の星空のごとき普遍的な「わが内なる道徳律」との差別化が困難になるになるのではなかろうか、という点である。

第二点は、社会的経済の現実の単純な問題が疑問の出発となる。社会的経済における労働はまさにコミュニケーション的行為以外の何ものでもないのではないか。被介護者の安心した表情に確認する、きつい介護労働の成果、抱きしめられることで子供は愛をもって自分が受け入れられていることを確認する。カネだけを支給する生活保護の福祉国家システムがいくら完備されても、また、福祉就労施設が整っても、一緒に働く人たちや生活する人たちとの労働上での、生活上での、受け入れられているという、言葉を超える多様なコミュニケーションの結果としての、雰囲気的実感なくしては、そのひとの潜在的可能性をエンパワーしていくことは難しい。

たしかに、言語はコミュニケーションのメディアとして、人と人との複雑な関係にも立ち入れる強力なメディアである。しかし、万能ではなく、労働における、生活実践における多様で、さらに広範な〈言語を超えるコミュニケーション的行為〉を切り落としてしまうと、言語共同体は身体、生命を失い、とてもシステムに働きかけてこれをコントロールするという力を持ちえなくなってしまうのではないだろうか。そこで、われわれとしては、言語はもちろんのこと、身体、労働、生活実践、歴史と文化等々を

含めての、独我論から問主観性への転回を期待したのである（後述するようにホネットがすでにこの期待に応えているようにもみえる）。そして、熟議によって獲得した市民的公共性を法制化するだけでなく、さらに、それを超える広範なコミュニケーションを通じて、ヘゲモニー獲得闘争の「陣地戦」をもってする社会変革を事実上、展望したのであった（本稿ほど明示的ではなかったが）。

第三点は、前書の辿りついた境地、〈あいだ〉パラダイムの適用である。ハーバーマスの思考を特徴付けるものとして、二分法が目につく。〈目的合理的関心〉と〈解放関心〉の二分法に始まるが、「言語論的転回」後、そこに現れる世界についての、〈システム〉と〈生活世界〉の二分法、〈（「労働」を前項のシステムに包含させた）社会の〈物質的再生産〉における目的合理性〉と〈生活世界におけるコミュニケーションの合理性〉の二分法などがハーバーマス理論の中軸を貫く。このハーバーマスの二分法の〈あいだ〉に隠されてしまうものを探ることによって、社会変革の契機を、（本稿の場合は社会的・連帯経済体制構築の契機）を見つけていこうとしたのである。しかし、この点について叙述を進める前に、前著ではほとんど触れなかったか、ごく限られた言及しかなしえなかったハーバーマス批判について少し言及して、かつての読解を補っておきたい。

## (2) 批判の掘り下げ

それは、ロールズの正義の倫理（したがってハーバーマスに対しても妥当するであろう）に対する、フェミニズム、とくに差異派フェミニズムやカルチュラル・スタディーズの多文化主義からの批判である。

### 平等派フェミニズムーリベラル・デモクラシー (L) <sup>4)</sup>

ギリシャの公民にしても、近代の共和国の市民にしても、パブリックな世界で義務を負い、権利をもったのは家族の長である成年男子に限られ、女性やその他の家族は義務を果たす能力を欠いているとみなされ、プライ

ヴェトナム世界に押し込められ、パブリックな世界での権利を奪われていた。福祉国家もその労働市場も、男性稼得者モデルを踏襲した。フェミニズムは、出発当初から、この公民としての権利の獲得、平等化を求めて闘ってきたが、女性の労働市場への進出が進んだ1960年代以降、本格的な高揚期を迎えた。この平等派フェミニズムはリベラル・フェミニズムと違ってよく、ハーバーマスとは響き合う。

### 差異派フェミニズム—「ケアの倫理」—ラディカル・デモクラシー (Rd1)

しかし、1970年代後半、それは、新しい、差異派フェミニズムの台頭によって鋭い挑戦を受けることになった。差異派がいうには、平等派は、男性だけが真に人間的であり、女性の活動を軽視する男性至上主義を受け入れる（せいぜい中性化した上での）同化主義で、むしろ、それを再生産している。したがって、ジェンダーの差異を、むしろ承認し、女性らしさを再評価し、女性の価値の切り下げに対抗するフェミニズムが必要とされると。

差異派のうち、ここでは、ロールズの正義の倫理に真っ向から挑戦した「ケアの倫理」の主張を樋口明彦にしたがって垣間見てみよう<sup>5)</sup>。

キャロル・ギリガンは、フロイト以来の発達心理学は、人間のアイデンティティの形成を、母親への強い絆を切り離して、自己と社会との葛藤を経ながら徐々に固定的な自我を確立していく、少年から青年へと成長していく男性の経験が下敷きになっている。言い換えれば、分離から固定化へという自我形成のハッキリした段階的特徴を表さず、他者への共感に強く捉われ曖昧な過程しかたどることのない女性は、未完成なもの、従属的なもの、場合によっては逸脱的なものとして認知されてきた。／男性が道徳的ディレンマを演繹的に、権利の問題へ収斂させるのに対して、女性は抽象的な思考法ではなく、文脈依存的で物語的な思考法をとる。／前者は権利やルールに基づく「正義の倫理」に、後者は、責任や関係性に基づく「ケアの倫理」に結びつく。

「ケアの倫理」の特徴をヴァージニア・ヘルドは次のように、分かりやす

くいう。①子ども・高齢者・障害者など自らが責任を負う他者のニーズに注意を払って、それを満たすことを重視し、自立した個人を前提とした道徳理論とは一線を画す、②思いやり・共感・感受性敏感さなどの感情の果たす役割を評価して、理性や合理的推論に偏った道徳観を再考する、③われわれが実際に関係を結んでいる他者の要求を尊重して、普遍的なルールを適用することの限界を指摘する、④成人男性同士の契約からなる公的領域と女性や子どもが所属する私的領域（世帯）を截然と分かつような公私区分を疑問視する、⑤人々を理性を備え自立した諸個人としてではなく、むしろ関係に巻き込まれ互いに依存しあった存在として理解する。

こうしてみると、カント、ロールズ、そしてハーバーマスなどリベラル・デモクラシーの旗手たちの世界の抽象性、普遍性をもつ問題性、切り捨てるものがかなりはっきりしてくる。

### 差異派フェミニズム—「女性間の差異」から「多様で交差する差異」へ— (Rd2)

さらに、ナンシー・フレイザーにしたがえば<sup>6)</sup>、〈ジェンダーの差異の平等か、承認か〉、をめぐる議論は、女性らしさの女性として暗黙の内に白系アングロ人女性が想定されていることへの黒人女性の抗議、すなわち、「女性間の差異」の問題を経由して、いまや、ジェンダーのみならず、「人種」、エスニシティ、セクシュアリティ、階級の差異等々、「多様で交差する差異」の問題へと爆発的に広がってきた。

「多様で交差する差異」の、「すべてのアイデンティティを承認に値するものとし、あらゆる差異を肯定しようとする」<sup>(Rd2)</sup> (p.336) のは、多文化主義者たちである（下線は引用者、Rd2などの下付きは、われわれが照応すると思われる図1のデモクラシー類型。以下も同じ）。

「多文化主義は、新しい社会運動が持っていた潜在的な同盟力を再び結集させようとするかけ声となっている。その運動のそれぞれは、差異の承認をめぐる闘っているようだ。だが、この同盟は潜在的には、フェミニス

ト、ゲイ、レズビアン、人種化された集団や不利益を被っているエスニック集団の構成員たちを、共通の敵と対立させることで統合している。その共通の敵とは、公的生活の文化的な帝国主義である。そこでは、ストレートな、白系アングロ人で、中流階級の男性が人間として扱われている (L) ために、かれらと比べられることで、その他のすべてが逸脱者と見えてしまう。よって、戦闘の目的は、多文化的な公的形態を創造する (Rd2) ことであり、そこでは差異の多元性は、人間であることの等しく価値をもった在り方として承認される。そうした社会では、今日支配的な、差異を逸脱とする理解は、人間の多様性の積極的評価 (Rd2) へと道を譲る。すべての市民は、彼らが、等しく人類であることによって同じ形式的な法的権利を享受する (L)。だが、さらにまた、何によってかかれらは互いに異なっているのだが、つまり、彼らの文化の固有性が承認される (Rd2) であろう。」(p.338)

他方、フレイザーが、「脱構築的な反一本質主義」と呼ぶ流れは、「アイデンティティと差異に対して懐疑的で…アイデンティティを本来的に抑圧的だと考え、差異を本来的に排他的だと考える。」(p.334) それとともに、「アイデンティティと差異は、本質的なものでなく、相関的に構築されたものであり、…脱構築されえるものだ」と考える (Rd2')。

### ラディカル・デモクラシー (Rp) —

フレイザーは、「ジェンダーの差異」から「女性間の差異」へ、さらに「多様な交差する差異」へという展開、そして、「多様な交差する差異」における、アイデンティティと差異は相関的に構築されたものであるとする反一本質主義的見解も、文化的形態の多様性を主張する多文化的な見解も手放すことができない収穫だという。しかし、もっぱら脱構築していけばいいというものではないし、差異を無批判に賞賛する多文化主義の多元主義的ヴァージョンも支持しないという。彼女は、脱構築も、多文化主義も差異を文化にのみ関するものとして扱い、平等と正義の追及から切り離していることを問題だとしている。アイデンティティと差異からなる文化的

な政治と正義と平等からなる社会的政治を連関させることが必要だという。そして、そのような政治をラディカル・デモクラシー (Rp) と呼んでいる。

彼女の言うとおり、リベラル・デモクラシーをラディカル・デモクラシーに脱構築することが必要である。それには、抽象的で、形式的な正義と平等、手続き的な熟議民主主義には欠けている、以上に見てきた「ジェンダーの差異」、「多様で交差する差異」の差異あるすべてのアイデンティティを承認に値するものとして、相互にポジティブに評価することが必要であろう。それが連帯であり、連帯することによって、「交差」し、それぞれがより内容豊富な多文化的アイデンティティへと脱構築し、やがて、多文化的な公的形態（われわれは、多文化市民的公共性と呼びたい）を創造することも出来るようになる。そのような、具体的な脈絡の関係性の絡みの中でしか、実質的な、正義と平等を達成することはできまい。そのときは、ロールズやハーバーマスのリベラル・デモクラシーも脱構築を遂げ、もとの抽象的な、形式的な平等と正義には留まっていなだらう。フレイザーのやや性急な正義と平等の追求と多文化主義の多元主義バージョンの拒否は、われわれには若干気になる。しかし、みずからのラディカル・デモクラシーを説明して、「今日、ラディカル・デモクラシーとは、『多様で交差する差異』をめぐるさまざまな闘争を調停するために、それゆえ、さまざま

#### 図5 民主主義をめぐる争い合う諸思潮

- (L) リベラル・デモクラシー（平等派フェミニズム）  
 (カント, ロールズ): <普遍性, 西欧近代合理性, 白人成年男性, 平等な諸権利の体系, (手続的) 正義, 立憲議会制民主主義国家の政治システム>
- (Rd) ラディカル・デモクラシー（差異派フェミニズム）  
 (ギリガン, キッティ): 「ケアの倫理」, 自立的個人概念批判 / 「自由で, 平等で, 独立した」諸個人の合意にもとづく契約主義的な社会像批判。 (Rd1)  
 (ヤング): 「多様で交差する差異」と「多文化共生」 (Rd2)
- (Rp) ラディカル・デモクラシー  
 (ムフ, ラクラウ, フレイザー): <ポスト「ポストモダン」のヘゲモニー闘争>  
 理想的に開かれた議論といっても、開かれきれないものがある。だからそれはヘゲモニーを争う政治の場となるし、現実には立法・行政過程でそれが問題になってくる。
- (Barbara Hobson, et al. eds. (2002); 有賀誠他編 (2007); D・トレンド編 (1996) を参照)

まな社会運動をつなげるための合言葉として提案されつつある」(p.333) ということでは、心強い。

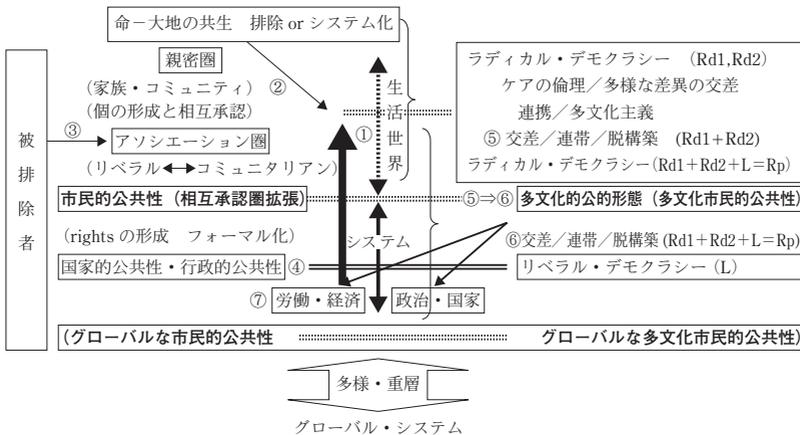
かくて、図5の民主主義をめぐる争い合う思潮の配置図に、リベラル・デモクラシーを特徴づけるキーワードを書き込んでみたが、どうであろうか。また、それに対応するように、差異派フェミニズム、多文化共生派、そしてラディカル・デモクラシーも位置づけてみた。

ハーバーマスは、配置図のなかでは、(Rd1) (Rd2), そして、(Rp) に対置すると、(L) のリベラル・デモクラシーとしか理解できなくなる。

[3] 〈あいだ〉パラダイムの適用—社会的・連帯経済体制の基礎づけるために—

さて、この辺で、〈あいだ〉パラダイムの適用の問題に戻ろう。図6は、左半分にハーバーマスの〈生活世界とシステム〉の二分法の〈あいだ〉を探る図解を、右半分にいまつくった争い合う民主主義の配置図を配して接合を図ったものである。この接合図に、前書、および、その後のハーバーマス読解の成果を集約し、これをもってハーバーマスの二分法に対する、

図6 生活世界／システムと民主主義類型の接合



〈あいだ〉パラダイムの挑戦を試みたい—その、試みが、社会的・連帯経済体制の基礎づけになることを念じつつ—。

まず、左側の二分法の〈あいだ〉を探る図解を見て欲しい。すでに前書で、生活世界とシステムの単なる対抗ではなく、〈親密圏→アソシエーション→市民的公共（性）圏〉、そして、それが法制化されてシステムに転化するという、いわば生成過程を分節しておいた。このことが、〈あいだ〉を探るのに便宜を提供してくれる。すなわち、左上の、生活世界の親密圏から左下の労働・経済／政治・国家システムまでの、分節化されたコミュニケーション的行為（熟議）を右側のデモクラシー類型に対応させることによって〈あいだ〉が架橋（連帯）されつつ、変革のエネルギー増大の契機とその様態がハッキリしてくることが期待されるのである。

(1) その前に、コミュニケーション的行為がなされる生活世界の中でまず気づくことは、労働（また経済・国家・行政）は見当たらないということである。拙著でのハーバーマスの批判的検討は、ここから始まった。しかし、いま、反省してみると、むしろ因果は逆であって、「労働」をシステムに包含させたゆえに、生活世界、あるいはコミュニケーション的行為から排除されてしまったのではないか、と思われる。そして、それは、すでに触れたように、フランクフルト学派第一世代の負の遺産を第二世代のハーバーマスも、なお引き継いだままにいるということであろう。フランクフルト学派第三世代といわれるA・ホネット「ハーバーマスの社会理論—『啓蒙の弁証法』のコミュニケーション理論的転換—」A・ホネット（1990）のつぎのような議論がそれを支えてくれるように思われる。

「…ハーバーマスは、批判的社会理論を方法的に『自己反省』と規定しようとしていた限り、統一的な人類主体という十分に考慮されていない前提を用いた。…ハーバーマスは、自分の理論を彫琢していく中で、70年代初頭以降、自分の学問的命題の解釈学的自己理解にはもはや満足しなくなる。…コミュニケーション

の出来事という経験を解釈学的に解明することに代わって、実践的な了解過程の可能性の普遍的条件を再構成する超越論的分析が登場する。…相互主観性＝相互主体性の基礎研究は、言語分析へと一面化され、その結果、社会的行為の身体的－肉体的次元はこれ以降もはや視野に入ってこなくなる。」(p.353-355)「資本主義が、システムと生活世界とが自律化した領域として対峙しあっている社会秩序と考えられるならば、二つの相補的フィクションが生じる。(一) 規範から自由な行為組織の存在、および、(二) 権力から自由なコミュニケーションの領域の存在。こうした二つのフィクションは、システム概念が行為理論に結びつけられて生み出されるものなのだが、そこには、われわれがすでにハーバーマスのテクノクラシー・テーゼ批判で物象化と確認した理論的誤謬が繰り返されている。／(一) 目的的に組織された行為システムという観念は、二重の仮象を生み出す。①経済と国家行政という組織形態はただ目的合理的な行為規則が具体化されたものものとしてのみ把握できるという仮象。②組織内部の行為作用は規範的な合意形成過程とは独立に遂行可能であるという仮象。(二) コミュニケーションによって統合された行為領域という観念からは、逆に、生活世界が支配の手法や権力構造から独立しているという印象を受ける。…システムと生活世界が歴史上互いに分断されるのは、『社会的なもの』が、一方では目的合理的に組織された行為領域へ、他方ではコミュニケーションを通じて再生産される領域へと分解されることによってである。」(p.376-377)「(そのことで) ハーバーマスは、…物質的再生産のコミュニケーション的な組織への規範的志向を放棄した。」(p.382)

したがって、ハーバーマスの〈システム〉と〈生活世界〉の二分法によって隠されてしまった労働を〈あいだ〉に見い出すことは、ハーバーマス理論体系に激震を引き起こすことになろう。しかし、「プロレタリアート」という、労働と正義の倫理の双方をともに備えた「大きな主体」の出現を期待してはいけぬ。その虚構は悲惨と絶望しかもたらさなかつたゆえに、もとの木阿弥になってしまう。そこで期待できるのは、まさに草の根の、身の丈の社会的・連帯経済のコミュニケーション的労働である。これが、

〈あいだ〉パラダイムのもっとも根源的な適用である（コミュニケーション的労働をシステムと生活世界の双方に帰属させる太い矢印①参照）

いきなり、中軸的論点に行って、抽象的になってしまったが、ここで、生活世界の熟議とデモクラシーの類型を関連させることによって、若干でも具体化しよう。

(2) 右上の「ケアの倫理」や「多様な差異の交差」から「多文化的公的形態」（＝多文化市民的公共性）の脱構築を提起する、ラディカル・デモクラシー（Rd1, Rd2）と左上の生活世界の熟議とを関連させてみよう。まず、ラディカル・デモクラシー（Rd1, Rd2）は、理性を備えた自律的市民からなるコミュニケーション的行為の世界から見えなくなってる人々、また、彼らにかかわる多様な労働・活動、ケア・育みの様態、自然との共生的活動を生活世界のコミュニケーション的行為として参画させることを促す（矢印②, ③参照）。そして、そのうえで、あらゆる差異を互いに肯定的に承認し合い、交差する。その交差の中で、人間の多様性を積極的に評価する多文化的公的形態を脱構築しようとする。そうすると、生活世界の熟議が生み出す**市民的公共性は、いまや、多文化的公的形態（＝多文化市民的公共性）という大地と身体と文化、そしてダイナミズムを備えた市民的公共性に転回する**（二重点線⑤⇒⑥参照、但し⑥は未だ潜在的）。

ここで注意して置くべきことは、①②③を加えた生活世界のコミュニケーション的行為は、〈個の形成と相互承認〉という契機も、アソシエーションの性格にしても、自立した諸権利主体間という、リベラル・デモクラシーが想定する近代西欧型のそれに限られない、ということになることである。個性あるコミュニタリアンも〈相互承認という連帯の原則〉さえあれば、リベラル・コミュニタリアンといえ、また、リベラルも、いまや①②③の大地に根づくゆえ、コミュニタリアン・リベラルといえよう。また、〈親密圏→アソシエーション→市民的公共性→法制化・国家的公共性〉というコミュニケーション的行為のダイナミズムも、いまや、近代西欧型のみ

ならず、多様な形態をとるようになる。市民的公共性は、かくて、このような多文化的公的形態（＝多文化市民的公共性）となる（二重線⑤⇒⑥参照、但し⑥は未だ潜在的）。

したがって、一方では、多文化的公的形態には、西欧近代型の法（近代法）に限られず、ハビトゥス、慣習、タブー、一揆、相互理解など多様な形態が在り得る。連帯経済のグローバルな（非西欧世界での）展開を捉えるときには、この視角が重要なものとなろう。また、他方では、現代の立憲議会制民主主義国家下の政策形成過程（その結晶形態は市民立法）はいうまでもないが、例え行政過程でも、近代官僚の法に基づく一律ルールによる行政に限らず、さまざまな形態の市民たち（相互主体）と行政府との多様で、重層的なパーとナーシップ（市民参加型行政）による執行が在り得る。

かくて、相互主体間の相互の承認の、換言すれば、連帯行為の質、レベル、そして広がりとは多様で、重層的である。したがって、それらのあいだでの脱構築の重ね合わせの果てに創出される多文化的公的形態（＝多文化市民的公共性）もまた、必然的に、そのうちに質、レベル、広がりとは多様、重層性を含蓄している。そして、それは、とりもなおさず、社会的・連帯経済体制の多様で、重層的な性格を物語る。

(3) ところで、このことは、もちろん、リベラル・デモクラシーの熟議(L)やラディカル・デモクラシーの権力関係のヘゲモニーを争うデモクラシーが重要でない、ということの意味しない。まさに、差異あるデモクラシーの差異を承認し、交差脱構築をはかり、それぞれのケイパビリティを相乗的に増進しつつ、三つの（むしろ多様な）デモクラシーを連帯させてこそ、もっとも個性豊で強力なデモクラシーに転化できるということになろう。その点で、ナンシー・フレイザーの〈連帯を媒介する〉ラディカル・デモクラシー（ $R_p = R_{d1} + R_{d2} + L$ ）に深く共感する。そして、この段階で、市民的公共性は、さらに、分厚く、重厚な身体をもった多文化的公

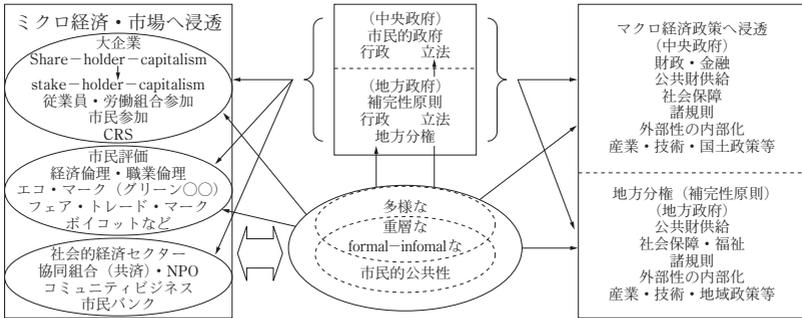
的形態（＝多文化市民的公共性）となるとともに、脱構築を繰り返す動的なものとなるであろう（⑤⇒⑥参照，⑥が顕在化）。

このように、多様化し、強力に、そしてダイナミックになった市民的公共性（多文化市民的公共性）は、いまや、よりダイナミックに、強力に経済を連帯経済化し、民主主義をさらに民主主義化するであろう（⑥⇒⑦労働・経済システム／国家システム）。そして、それは、ローカル、ナショナル、そして、グローバルな、市場と国家システムを大きく変容させ、持続可能な政治、経済、社会に変革していくことが出来るようになるのではなかろうか。

われわれは、すでに前書において、図7によって、〈多様な、重層的な、フォーマル－インフォーマルな市民的公共性〉（中央下方）が、一方で、システム化された経済セクターに（左側）、他方で、立法・行政システム（中央上方）に働きかけ、市民的公共性をそれらシステムに浸透させていくという道筋を描いた。その際、右側に、後者の立法・行政システムへの働きかけ、ないし浸透のルートをいくらかでも具体的に示す積りで、中央政府と地方政府への補完性原則に基づく分権化と、また、諸政策ルートを例示した。また、左側の経済セクターについては、コミュニケーション的労働を〈システム〉と〈生活世界〉の二分法の〈あいだ〉に見出すことによって、コミュニケーション的経済が、つまり、社会的経済セクターが、明示的にその存在を獲得するというを示しつつ、市民的公共性の多様、多層的な働きかけによって、市場倫理に、また、企業ガバナンス・企業倫理に変容を迫り、経済システム全体の在り方を変革する道筋をも、すでに示した積りである。

しかし、市民的公共性が多方面に働きかけ、浸透する（直線の矢印→で示す）といっても、（社会的経済セクターはまさに両者が重なり（双方向の帯⇄）直接的で分かりやすいが）たんなる矢印で示した働きかけなり浸透がどういうことを意味するのか、熟議の成果としての市民的公共性を法制化によってシステムに繋ぐというハーバースマスに対しては、新しい社会運動などが

図7 市民的公共性（圏）拡延の多様なルート



出所：前書 p.62

らのもっと多次元の働きかけを必要とすると、異議を挟んでいたが、なお、抽象的で、曖昧であったことは免れない。

しかし、ハーバーマス批判の掘り下げによって、いますぐ上でとり着いた結論、すなわち、市民的公共性に代えて、多文化市民的公共性（身体と大地に根付き、〈あいだ〉を多様に重層化して広げ、⑤⇒⑥⇒⑦へダイナミックに展開する）を置くとき、その働きかけ・浸透として示した直線の矢印→は、より強力で、ダイナミックな、フレイザーのいう連帯（多様、多層の連帯）を繋ぐラディカル・デモクラシーによるヘゲモニーの獲得の一通路へと変じる。

デイヴィッド・ハーヴェイは、その著書『新自由主義』において、新自由主義が今の今まで広がり続けたのは、政治、経済、文化、研究・教育のあらゆる戦線での入念なヘゲモニー獲得戦略が成功し、ポスト・モダン派を含む大方の承認を受けたからだいう。かくて、いますぐ上の⑥⇒⑦に総括した、多文化市民的公共性の創出（→社会的・連帯経済体制の構築）に向けて、経済、政治、文化、社会のあらゆる戦線での連帯の追求によるヘゲモニーの奪還が切に望まれるのである。

〈I. はじめに〉で言及したように、カタストロフィーを迎えたとき、秩

序構築のアクターとして、もっとも強力なのは権力装置としての国家だと、また、平時においては市場原理だといわれるとき、それを直ちに否定はできない。しかし、その国家権力装置は、また、市場は、うえの⑥のような多文化市民的公共性の大地と身体に支えられない限り、きわめて脆弱なのではないか。言い換えれば、いかなる国家装置も、市場も、それぞれの多文化的公共態という身体と大地の上のみ存在し得、裸の、あるいは頭だけの国家も、市場も、いまや、危うくなった支配的経済学の教科書の中のみ存在する代物ではないのか。したがって、大地と身体が変われば、国家の性格も、市場の性格も変わりえる。現に、市場と一口に言っても、近代以前は別にしても、アダム・スミスの自由放任の市場、続いて、「自由放任の終焉」(ケインズ)を迎えての混合経済の市場、そして、現今の、われわれの〈命と暮し〉から遊離し、これを解体し、ついにバブル資本主義への転化の果てに崩壊した「新・自由放任」の市場もある。はじめに述べたように、いまや人類は、とてつもない危険社会に逢着してしまった。その中で、なお、生き甲斐のある、生きとした生を21世紀以降の人類史にも希願する意志(ミッション、使命にかけようとする意思)は、ますます増大し、恒常化することになる。このとき、図6の多文化市民的公共性とラディカル・デモクラシーの脈動は高まりこそすれ、退潮していくとは考えにくい。そうとすれば、それは、ローカル・レベルの社会的・連帯経済の叢生を基盤としつつ、連帯を繋ぐラディカル・デモクラシーの広がりが高まりによって、社会的・連帯経済体制の不可欠の二大構成要素としての市場と国家システムを脱構築・変革し、一個のマクロ的な社会経済体制としての社会的・連帯経済体制への変革を期待することができるのである。

かくて、IIにおいては、社会的・連帯経済体制を表現すべく、われわれの言葉では、図2、前書の図Dをもちいて、〈経済システムの社会的経済化、民主主義の民主主義化〉といい、また、多田田政弘の図解をつかって、〈自然の層のもつ自給力・健全なエコシステムが生み出す富〉と〈personalな相互扶助的社会関係が生み出す富〉を社会的連帯によって、社会的再生

産に再び組み込むということであるといったが、それは、いまや、〈生活世界／システムとデモクラシー類型の接合図〉を踏まえ、図2に陰影をつけることによって、その像は多少なりとも彫りを深くし、ダイナミズムを獲得したように思う。

しかし、なお、社会的・連帯経済体制像は定かではない、というコメントを免れまい。社会的・連帯経済体制なるものの内容が、なお、ポジティブに浮かび上がってきていないからであろう。もちろん、この小論で、ポジティブなイメージを一通りにでも展開しきることは難しい。必要不可欠な柱となると思われるものだけをいくつか指摘することで、いまは満足しなければならない。

#### Ⅳ. 社会的・連帯経済体制とは何か（その2）

##### 〔1〕 システムの暴走の果てのカタストロフィーからの再生―「バブル退治」―

ここに至っても、なお、抽象的なことを言うことになって恐縮だが、最初の一つ、歴史的・巨視的な視角から社会的・連帯経済体制の性格規定をおこなっておきたい。

それを考えさせる含蓄のある文章がある。「生産者・産業・企業セクターへの傾斜的な資源配分は、ある発展段階までは一国経済の急速な成長、先進諸国への効率的なキャッチアップを可能にする。そのことがもう一方の生活者・消費者セクターの生活水準向上につながる。すなわち『生産条件』をよくすればその社会に生きる人々の『生存条件』も良くなる、という循環が働いた。だが、国民経済の発展、成長が一定の段階に達したとき、両条件における上位概念が入れ替わる。過去のように生産条件が生産条件を規定するのではなく、逆に生存条件が生産条件を規定する時代が到来する」（内橋克人1994, p.19-20）

これは、日本経済の平成バブルが弾けて陥った平成大不況のなかで、『破綻か、再生か』をテーマに提起されたものであるが、かつて、われわれは、この文章を引きつつ、「この指摘はわれわれには興味深い。『生存条件』というのを消費のみならず、もう少し広い意味での人間的・社会的『生存条件』と考え、それが『生産条件』を規定するような時代が到来する、というように大きく拡張して考えれば、きわめて注目すべき指摘だといえる。この際注意すべきことは、『生存条件』というのは、時代規定的であるということである。D.ドーアが指摘したように、歴史の長期的傾向として、ますます多くの人々が社会的平等を、あるいは生存権を要求するようになってきている。また人類の生産力が自然の大地を破壊しかねないほどの展開をみているゆえに、生態系も含めて考えなければならなくなっている。さて、社会的公正をどれだけ貫徹し、共生の大地がどれだけ広がるか、こういう問題が『生産条件』を規定する契機として、客観的にも主体的にも人類史上はじめて現れつつある、そのような時代とはいつか。それは他でもなく、現代—これもいつからかというのは難しいが、社会的公正、あるいは人権といったものを国際的に無視できなくなりつつある段階、さらには地球との共生を無視できなくなりつつある段階、すなわち、20世紀末から21世紀にかけて—ということになるのではないだろうか」拙稿（1997、p.240）と論じたことある。

この言い方にならえば、社会的・連帯経済体制とは、「生存条件」が規定する「生産条件」を構築するということでないかと思う。しかも、「生産条件」→「生存条件」を、「生存条件」→「生産条件」に逆転しなければ、再生はない、ということをして、新自由主義が帰結したバブル資本主義の大破綻ほど明確に示すものはない。市場至上主義の果てに次々にひき起こされるバブルのみが経済を推進する機関車となってしまったバブル資本主義こそは、「生産条件」（＝資本蓄積システム）が暴走し、人類の生存条件を豊にする生産条件の発展という今までの経済発展の軌道から決定的に外れてしまったという他ない。多辺田政弘の図4でいえば、実体経済を示す四つの

層からなる三角形の、上方二つの層の、下方二つの層の商品化（ハーバースマスが言えば、システムによる植民地化）による肥大化という点に資本主義経済の発展を見ていたが、いまや、頭でっかちになった三角形（实体经济）の、頭のさらに外側に金融バブルが膨らみ、それがシステムの牽引車となってしまったのだから。

したがって、社会的・連帯経済体制の形成には、かかる事態にまで至っている「生産条件」（＝資本主義経済システム）を「生存条件」に規定するべく、まずは、「バブル退治」が緊急の課題となろう。もっとも、利潤追求・資本蓄積は、したがって投機活動も資本主義経済を廃棄しない限り根本的に退治することは出来ない。したがって、「バブル退治」の根幹は、投機活動に対する社会的規制ということだが、これには多様な、多層的な形態がありえる。レバレッジ（自己資金を超える投機）制限、陰の銀行システム（投資銀行など金融当局のキャッチを逃れた金融システム）の情報公開や規制などの対処的措置から次に垣間見るようなより基本的な改革まで、多様で、多層的な形態が在り得る。新自由主義的グローバリゼーションの要諦は、金融の自由化（証券化）にあり、それまではそれぞれ多少なりとも、国籍や实体经济の性格を繁栄していた通貨を含む各種金融・投資（さらに図の非貨幣的部門まで知的所有権などによって徹底的に商品化・投資対象化される）がグローバルなヴォラタイルな短期金融市場に還元され、森羅万象が投機の対象となるというところにある。そこで、G20のグローバル・ガバナンス協議から、各種リージョナルな協同・協力協定、国家主権強化、さらにEU諸国は、包括的に、近年の金融自由化の進行過程を逆に巻き返して、ブレトン・ウッズIIとして、新たなグローバル・ガバナンスの枠組みの構築を提唱している。

それぞれ一応は理解しえる。しかし、対処的措置をプラグマティックに繰り返していてももぐら叩きの域を出ず、ブレトン・ウッズIIの仕切り直しでも、それはいつか来た道を戻るだけに終わらない保証はない。混合経済体制はやがてスタグフレーションに陥り、新自由主義、そしてバブル

資本主義への道を掃き清めた。集権的社会主義の失敗も、もはや明らかである。

ということは、よりラディカルな「バブル退治」を必要としている。そして、ラディカルというのは、国家システムや市場システムを支えるものを、多様で、多層的な多文化市民的公共性に求めて、システムと人々のコミュニケーション的行為のあいだを掘り下げ、かつ広げて、そうして獲得した多文化市民的公共性に基づいて実体経済づくりをおこなうということである。その実体経済こそが社会的・連帯経済体制に他ならないが、それは、もはや、バブルの機関車を必要としないだろう。

したがって、次いで論じなければならないのは、「バブル退治」のための必要十分条件である持続可能な（実体）経済づくりということになる。

## 〔2〕 持続可能な経済づくり

新自由主義の命脈が尽きたのはよいが、地球上の人々の命と暮らしはどうなるのか。目の前の日本とその背景にある世界の現状を見てみよう。

「小泉構造改革」によって吹き荒れた市場原理主義の負の遺産が眼前に堆積している。それに、いま、米国発のサブプライム・ローン・バブルの破綻に始まる、「100年に1度の金融・経済危機」が重なった。持続可能な社会が満たすべき二大「生存条件」(1) 社会的統合（命と暮らしの保障，ケアと正義による社会的包摂，単純化して言えば就労と福祉），(2) 大地と命との共生（食・農－資源・環境）に注意を集中してみよう。

(1) 公的社会保障の危機と「格差の拡大」〔都市（それも首都圏1極集中）と農村，勝ち組の富裕層と負け組のワーキング・プア（年所得200万円以下が1千万人を超える），そして，そのようなプアな職にも就けないで，公的支援をカットされ，「自立」を強要される社会的被排除者等とのあいだの「格差の拡大」〕による「社会解体」の危機が進行中の，まさにその時に，今回の底知れぬウルトラ大不況が襲い，非正規労働者はもちろん，正規労働者にも及ぶ大量

解雇の嵐が吹きまくる。(2) 世界中からもっとも安い食（したがって水）、森林資源、エネルギー資源を輸入し（輸出国のコミュニティと自然を破壊しつつ）まさに崩壊の淵に立つ、日本の食・農業・農村（林業と山村も同じ）、そして都市市民をも含めた自然との共生の破壊の極度の進行もまた、誰の目にも明らかになってきているが、今回の「100年に1度のバブルとその破綻」は、一方で投機資金の跋扈による食料・資源・エネルギーの狂乱の高騰、その結果食料を確保できない途上国の一部での食糧暴動など、その安定供給を危機に陥れるとともに、他方で、世界同時大不況に陥る中で、今度はそれらの輸入をまかなう日本得意の輸出が大打撃を蒙っている。これらの問題にいかに対処していくか。

### (1) 社会的統合

まず、前者の問題からみていこう。

[1-1] 今、アメリカも世界も、そして日本も再び、金融破綻による文字通りの世界大恐慌に陥るのを阻止すべく市場至上主義を180度くつがえして、形振り構わない金融システムの救済（公的資金による不良債権の買取、資本注入）、ゼロ金利、さらに量的緩和に向かいつつある。しかし、金融をいくら緩めても实体经济の悪化は止まらない。財政危機、基軸通貨・ドル危機を省みない財政資金の大盤振る舞いが進行している。日本も大同小異である。かくて、(1)の「生存条件」は未曾有の危機にある。如何にしてこれを確保するか。これが最大の喫緊の課題となる。政府も、民間エコノミストも、アカデミック・エコノミストも大方は、上述の弥縫策を緊急避難的に継続する以上の策を出せないでいる。むしろ、未だに市場へ信頼を繋いでいるのか、楽観的な人は半年から1年、少し悲観的な人は、平成不況と同じくらいの10年も経てば、再び均衡を回復すると思っているようである。もう少しダイナミックに考える人は、やがてシュンペーターのいう技術革新の新たな波を起こり、再び資本主義は成長軌道に戻ると考えているようである。ここでも楽観的なひとの「やがて」は、短い期間のう

ちに、悲観的な人は、より長い期間を想定する。しかし、これも、言ってみれば、超長期的な市場均衡を想定しているのか、シュンペーター的技術革新の新たな波への神頼みなのか、よく分からない。

〔1-2〕そこへいくと、かつての「ニュー・ディール」の現代版としての、オバマ新政権の「グリーン・ディール」は注目される。いわば、いま、われわれが直ちに応えなければならない、生存条件の(1)ばかりでなく、(2)をも視野に入れて、主体的に、政策的に働きかけて、このシュンペーター的技術革新の新たな津波を引き起こそうとしている限り、われわれの社会的・連帯経済体制の構築に重なる。

しかし、もちろん、懸念もある。社会的・連帯経済の構築との重なりがどの程度あるのか、注意深く見守っていく必要がある。とくに、もし、それが成功したとしても、成長に対する環境からの制約がますます強まるなかで、大規模な財政、金融、さらには産業政策が、グリーンという名を冠した、ソフト、ハードのインフラ整備による従来型の景気回復策、経済成長促進に陥らないか、どうか。また、いままでのようにバブルに牽引されるのは論外だが、もし、低成長を余儀なくされるならば、その制約の中で、「グリーン・ディール」が(1)社会的統合(命と暮しの保障、ケアと正義による社会的包摂、単純化して言えば就労と福祉)をどの程度推し進められるのか、注意深く見守り、可能な限り、われわれの社会的・連帯経済体制に近づける多様で、多層的な連帯を模索する必要がある。ただし、(1)と(2)の双方を「生存条件」として、その二大基盤として組み込んだ経済こそ、社会的・連帯経済体制というものなのだから。

〔1-3〕このこと、つまり、連帯経済の政策がどの点で従来の政策と異なってくるのかをハッキリさせるために、何故福祉国家の政策が行き詰まったのか、反省しておこう。もちろん、すでに何度も繰り返して言及したように、ケインズの福祉国家にスタグフレーションを帰結した社会、経済的要因が重要であるが、国家の政策という側面から見て一言でいえば、ハーバースの「公共性の構造転換」ということになるだろう。市民のあい

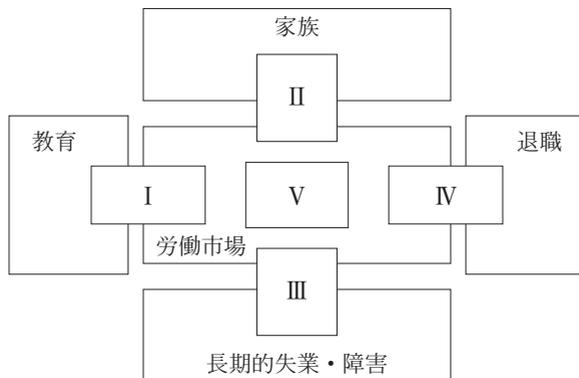
だで作り出された「市民的公共性」が、市民の生活世界を植民地化する、自分たちにとってよそよそしい、国家システムの官僚的公共性に転換してしまったのである。社会保障を享受する市民は、たんなるクライアントclient化し、みずからの公共性という意識を失う（市民に対する正当性の喪失）。外的なものとなり、それが課する税も負担感のみが大きくなる。すべての国家施策の倫理性、正当性と効率性が失われ、そのことによってコスト、したがって財政負担が大きくなる。かくて、それは、新自由主義の「小さな政府」に口実を与える。さらに、一律の官僚的形式的側面が強くなると、福祉国家は、もはや、当事者間のコミュニケーション的行為に介入できない、市民たちの連帯感を生み出せない、もちろん、ジェンダーの差異（ケアの倫理）、多様な差異の交差に立ち入れない。ということは社会的排除を再構築できない。国家的公共性を、市民的公共性、否、いまや、多文化市民的公共性に代替するのが、社会的・連帯経済体制である。

かくて、それは、オバマ政権の「グリーン・ディール」政策が、何度も繰り返したように、分権化され、多様、多層の市民のコミュニケーション的行為のレベルまで掘り下げられ、それらが結晶した多文化市民的公共性に接触・連帯するときである。逆に、市民のコミュニケーション的行為の帰結としての多文化市民的公共性の力を増大させるためには、それは、経済セクターを社会的経済化し、民主主義を民主主義化するべく、経済システムと国家システムに働きかけなければならないのである。

〔1-4〕 ここで、社会的・連帯経済体制の理解のために、その具体的ありようの一断面にでも触れておこう。

図8は前書からの再掲であるが、大きな政府の典型であるスウェーデン福祉国家の架橋的労働市場のモデルである。図の下方、左側には、国家の政策項目（Ⅰ～Ⅴ）が挙げられている。Ⅰは、個人の関心や産業社会の変化に応じて労働市場と教育の間を行き来するための教育手当、リカレント教育など。Ⅱは、女性（あるいは男性）を家庭における無償労働に拘束することなく労働市場へつなげていく育児休暇や介護支援。Ⅲは、労働市場内

図8 架橋的な労働市場モデル



G. Schmidt のモデルをもとに作成。cf. G.Schmidt and B. Gazier, The Dynamics of Full Employment, Edward Elger, 2002

	福祉国家における政策領域	社会的経済における担い手
I	高等教育, リカレント教育	フリースクール等
II	自治体育児・介護政策	育児・介護サービス組織(ワーカーズコレクティブ等)
III	障害者政策・長期失業対策	媒介的労働市場組織, 自助運動組織
IV	高齢者雇用促進政策	高齢者協同組合等
V	積極的労働市場政策	企業支援組織, 就労支援組織等

出所：前書，p.65，原典：宮本太郎（2003，p.30）

部でのワークシェアリングを可能にする政策領域。IVは、高齢者の雇用促進策や早期退職制度など。そして、Vは積極的労働市場政策領域を表す。そして、その右に、各政策領域に相当する社会的経済ないし連帯経済事業が例示されている。宮本太郎は、国家の政策と社会的経済との相乗効果を期待するといっているが、われわれもそれに基本的に同意する。ただ、われわれが強調するのは、福祉国家が〈われらの国家〉としてアイデンティティを獲得し、その政策が有効性を発揮するためには、それがコミュニケーション的労働のネット・ワークにまで連携し、国家的公共性を多文化市民的公共性に転換し、市民の積極的参加を獲得することが必要であるということである。そして、逆に、社会的経済、連帯経済は、ボランティア、寄付など社会的関係資源だけでは、その広がり雇用創出は十分たり得な

い。地方分権化されたさまざまな公的支援、公的セクターとのパートナーシップを通じてのみ、その領域を大きく拡大できるのである。そして、その相乗効果によって、福祉国家の政策領域の外縁と分厚さを著しく拡大するとともに、命と暮らしの保障、ケアと正義による社会的包摂等々の福祉増進による就労を大量に創出し、まさに、経済構造・就労構造を大きく変革していく（つまり、「生存条件」が規定する「生産条件」づくりの）第一の柱となり得るのである。いわば、「福祉・就労ディール」と言えようか。

福祉国家と社会・連帯経済の相乗作用による「福祉・就労ディール」の基本的構成要素のキー・ワードをあえて挙げれば、自治体と社会的・連帯経済との間の「ソーシャル・コンパクト」（フェア・トレードの福祉サービス市場版とも言えよう）、**市民報酬・生活賃金**、そして、その先に展望される**ベーシック・インカム**政策ということになる。また、「福祉・就労ディール」遂行のアクターとしてこれからとくに期待される「**社会的企業**」（とくにその**ヨーロッパ型**）も欠かせない。これらは、ともに、福祉サービス市場の市場的性格をコミュニケーション的市場に変革していく諸要素である。しかし、これらの展開の脈絡については、「社会的企業促進戦略、われわれの課題は何か」（前書第4章の第Ⅲ項）で概説してあるので、その参照を願い、ここでは省略したい。ただ、前書では前書のタイトルともなっているのに、必ずしもイメージが具体化されなかった「社会的企業」について、その後、ごく簡単にでも説明を加える機会があったので、それを紹介しておきたい。（拙稿中のコラム「社会的企業」吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編著（2008）『岩波テキストブック 現代経済学』第10章、p.225）。

「ヨーロッパの社会的企業は、営利企業も政府も対処するのが難しい、現代ヨーロッパの抱える社会的排除の問題に挑戦する制度と組織のイノベーションだ」と言ってよい。課題の難しさに応えるためには、①複数目的（Multi-Goal）、すなわち、コミュニティのためという社会的目的、事業を継続的に可能にする経済的目的、そして、社会制度の変革という目的。②難しい仕事を遂行するに足る複数

の資源 (Multi-Resource)、すなわち、会費や出資金、寄付やボランティア、政府・自治体の補助金や財政支出、民間からの対価収入などの獲得。③そして、これらのマルチ目的を調整し、マルチ資源を獲得するためには、出資者や雇用者、ボランティア、寄付者はもとより、サービス利用者、政府・自治体、市民組織などコミュニティのさまざまなステイクホルダー (Multi-Stake-Holders) がさまざまな形態で参加する必要がある。もちろん、現実の社会的企業は、それらのうちの一部の契機が揃うに過ぎないが、地域ごとにつくられる社会的企業の連合支援組織がそれを補完している。

(アメリカ型の社会的企業は、経営者個人のミッション志向、あるいは、それに結びつく (bond) アソシエーションといわれるのに対して、ヨーロッパ型の社会的企業は、多様性を結びつける架け橋 (bridges) といわれ、制度、組織インフラがより注目される)。

協同組合から発展した社会的企業の典型である、イタリアの社会協同組合、とくにそのB型 (A型はサービスの提供が主で、雇用創出まではしない) の例として、「バザーリア合同労働者」社会協同組合を紹介し、イメージを得る一助にしたい。この社会協同組合は、バザーリア病院長の「健康のためには病院を出て、町で暮らすこと」という精神病院解体運動の精神を受け継ぐ。現在、組合員は約280人、そのうち障害者は110人。仕事の内容は、ビル掃除、配食サービス、荷物運搬、建築修繕、衣服クリーニング。年間総事業高は、8億4千万円。労働奨励訓練生は30人 (一定期間後、就労可能となれば、組合員になって働くことができる)。賃金は「社会的協同組合従業員全国団体労働協約」による同一労働、同一賃金が適用される。社会保険料免除、州・地方レベルの優遇策や補助、直接契約に基づく公共事業請負を享受し、理事は組合員による選挙で選ばれる (2003年には、障害当事者理事2名)。【佐藤紘毅・伊藤由理子編 (2006)、池田敦子稿より抜粋】

## (2) 大地と命の共生

次に、〈大地と命の共生〉の危機への対処の問題についてみてみよう。先

程、課題の(2)として上に述べたような危機的事態に対して、日本でも、食料自給率の引き上げ、温暖化ガスの排出を削減すべく化石エネルギーから自然・再生可能エネルギーへの転換推進がすでに、一応は、政府の政策となっている。しかし、アメリカのオバマ新政権は、“Change”の一環として、先に触れたように100年に1度の大不況、大量失業の発生に対処する大規模な雇用創出とともに、新エネルギー革命を目指し、シュンペータ的技術革新の天津波の引き起こしを狙っているが、日本の麻生政権は、風前の灯で、政局に明け暮れ、とてもそのような大胆さはなく、姑息な対処療法で済みますかのごとくである。ここでは、そのような危機への姑息な対処の仕方を凝縮して示していると思われる日本農業の危機とその再生の問題に絞り、社会的・連帯経済体制の一断面をデッサンしてみたい。

〔2-1〕 上述のような危機的事態に如何に対処するかを考えるとき、まずは、日本内外の農業（林業、漁業も含めて考える）がおかれているシステム（フード・システム）が、どのようなものか、一瞥しておく必要がある。農産物の流通はもとより、消費も、そして生産も、ますます広く、深く市場化—その市場化も多国籍流通資本や巨大アグリ・ビジネスが牛耳るグローバル市場化—している。しかも、その市場は、いまや、バブル資本主義の投機の格好のターゲットとなってしまったのである。

GATT体制は、工業製品の貿易に関して、主として関税率を多角的なラウンド交渉によって徐々に引き下げ合うことで、貿易自由化を進めようとしたもので、各国の事情による非関税障壁もかなりの範囲で許容する緩い協定であった。食料主権論や各国の政治経済、社会事情、さらには風土・文化にも強く規定されている農産物貿易は基本的にはGATTの枠外におかれた。しかし、新自由主義が台頭する中での、GATTウルグアイ・ラウンド交渉（1986-1995）の結果、1995年、WTO体制に移行した。「WTOはその包括性で際立っている。工業製品だけでなく、農産物をも含み、財だけでなく、各種サービスに関する貿易をも規制しようとし、さらには、知的

所有権から、政府調達や外国直接投資や競争政策に関する規定までをも包含し、関税や輸入制限だけでなく、非関税障壁や補助金規定、貿易手続きや原産地規制、衛生植物検疫措置に至るまで、ありとあらゆる貿易関連規定を一元的な自由貿易原理で律しようとしているのである。」(吾郷健二 2008, p.157) その律しようは、各国の国内法はもとより、社会・労働条件についてのILO条項や多国間環境協定などよりもWTO規定を優位に置き、それらの「生産工程・方法」を区別せず、製品の「同種の製品の無差別原則」のもとにあらゆる規制をWTO違反とする。かくて、「食糧主権や国家主権(地域主権)、食の安全性と栄養性、地域社会(共同体)の存立と自律自存、中小零細企業や地場産業の存立、生態系の豊かさ(多様性)と保存、先住民の自律と権利、景観や文化的伝統の保持、基本的人権や社会権や労働権といったものと(矛盾するにいたる)。」(吾郷健二 2008, p.159) ここでは、“Race to the Bottom”「底辺への競争」が支配する。

新自由主義のグローバル市場のこのような問題性を凝縮して示しているのが、現今の農産物市場である。世界の農業を見渡すと、そこでは、差異ある自然・風土、政治・経済・社会・文化的条件を基盤(われわれの二大社会基盤)とした差異ある行程・方法で差異ある農業が営まれている(営まれていた、といった方が適当かもしれない)。

差異ある農業(農法)へのアプローチには、いろいろあるだろうが、世界的にどこでも家族の小農経営が支配的であるのに、経営面積規模は地域によって文字通り桁違いの懸隔がある。エンクロージャー・ムーブメントの洗礼をもったイギリスほどでないが、中世からの農村を引き継ぎながらも西欧は、化学化(肥料・農薬・除草剤などの投入)と農作業の機械化を進め、経営規模を拡大させてきた。それでも、1経営当たりの経営規模は、イギリス、フランス、ドイツは70~30ha. それに対して、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの新開国は、一桁上がって、アメリカ180ha., カナダ210ha., オーストラリアではじつに3000ha.を超えるという。ところが、東アジアでは、日本1.3ha., 中国0.6ha., 韓国1.5ha.と、逆に一桁下が

る<sup>7)</sup>。野田公夫は、西欧の、科学技術の適用による経営規模拡大—零細経営の淘汰を進めて、市場競争力を高める政策を構造政策と呼び、数十ha.にまで規模拡大したのはその成果だという。ところが、新開国は広大な土地に人口寡少で、中世からの歴史の制約がないので初めから大規模経営で競争力抜群、構造政策不要地域という。それに対して東アジア地域はもともと構造政策不能地域だという。そして、その主な根拠を差異ある気候・風土に基づく農法の差異に求める。

野田は、飯沼二郎の世界農業類型と田中耕司の環境適応農業と環境形成農業の二類型論を巧みに組み合わせて論じる（野田公夫「現代農業革命と日本・アジア—人・土地（自然）関係の再構築に向けて—」）。

飯沼によって、まず、農業をおこなう夏季（農業期）の降雨量の多寡によって、「除草農業地域」（夏季の農業期の降雨に恵まれ、除草が必須となるほど植物の生育が活発な地域）と「保水農業地域」（夏季の農業期の降雨を欠き、人工的な水供給を必要とする地域）に分ける。さらに、寒暖・乾湿の度合いで、除草農業を「休閒除草農業」（冷涼・乾燥しているので、雑草繁茂・病虫害が軽微で、深根性、宿根性の雑草はあるが、休閒期に掘り返し、寒地にさらし枯死させればよく、管理が容易なため、農業機械の大型化・経営規模の外延的拡大が可能）と「中耕除草農業」（温暖・湿潤で、多肥化により作物の生育がさらによくなるが、同時に雑草の繁茂、病虫害もひどくなる。そこで、綿密な肥培管理—丹念に雑草を除去し害虫を除去し病気にならないように管理すること—）に分ける。さらに、田中耕司によって、中耕除草農業地域を環境適応型と環境形成型に区分する。環境適応とは、自然の威力が巨大で人為を施す余地が乏しく、ただ自然に対して受動的に「適応」することによって営む農業（東南アジア大河川下流部における浮稲地帯など）。環境形成とは、逆に、人為的余地が大きく、水利条件・農地条件の改善など自然に対する能動的な働きかけがみられる地域。日本はこの後者であり、中耕除草農業の論理（稠密な肥培管理）は、環境形成型技術においてもっとも典型的に体现されるという。

ついでに、われわれにも言わせてもらえば、「休閒除草農業」が西欧農業の基本類型とってよからうが、その亜種として、新開国では人口に対する面積の広大さから、西欧農業に懸隔する大規模機械化農業が展開するが、さらに、灌漑技術によって保水が必要な環境でもこれを克服する環境形成型と言えないだろうか。

かくて、このように、差異ある自然・風土、政治・経済・社会・文化的条件を基盤とした差異ある農業が営まれているにも拘らず、「同種の農産物」として、先程のグローバルな単一市場に投げ込まれ、「底辺への競争」を強いられる。ここでは、新開地農業が圧倒的な競争力を誇る。西欧型といえども耕種農業では太刀打ちかなわず、酪農へ逃げる。しかし、WTOのもと、なんらの規制もなしの裸で競争すれば西欧農業はほぼ壊滅する。そこでEUが考え出したのは、農業の担い手の所得を直接保障することによるEU農業の一まさに差異ある自然・風土、政治・経済・社会・文化的条件を基盤とした差異ある農業の一維持・発展である。ところで、農産物の世界市場で圧倒的な競争力を誇るアメリカ農業も、じつは、その世界市場価格では農業の担い手は十分な所得を確保できない。かくて、アメリカ農業の担い手も財政によって所得を保証してもらっているのである。何のことはない。輸出補助金を受けて世界市場に過度に輸出し、世界市場価格を引き下げているのである。かかる市場価格との競争では、環境形成型の東アジアの農民でもたまったものではない。まして、環境にとにかくも適応するしかない、地球人口の圧倒的多数を占める世界の広大な低開発地域の農民の被る打撃は推して量るべし。自然・風土、政治・経済・社会・文化的条件を基盤とした農業、そして農村コミュニティは解体し、自然・大地との共生を断ち切られ、放逐される（「現代のエンクロージャー」といえよう）。農民は、多国籍フードシステムの手足としての現地流通企業やアグリ・ビジネスに囲い込まれ（農薬・化学肥料多投で環境破壊的な、輸出換金作物の単一栽培を強制され）恣に収奪されるか（「現代のプランテーション」）、大都市のスラムに流れいくかしかない。しかし、バブルとその崩壊を繰り返すグローバル

資本主義の下では、多国籍フード・システムの「現代のプランテーション」も展望はない。大都市のスラムに流れても、もはや、雇用労働者になれる見込みはない。東アジア、そして、さらに広大なその他の低開発諸国は食糧輸入国（食糧被援助国）に転落し、食糧価格の投機的な乱高下のもとに、食の確保が難しくなる。そのなかで、圧倒的競争力を誇った新開地のウルトラ大規模の環境形成型農業も、農薬・化学肥料多投、灌漑による水多消費、地下水位低下、陥没、表土塩害、また、表土流出によって、自然・生態系破壊的な農業の持続可能性が危うくなりつつある。

因みに、エネルギーについても、以上とほぼ同様のことが言える。もはや、詳述する余裕はないが、資本主義社会の駆動力は、農業革命、産業革命、そして、エネルギー革命であった。古い話を端折って（石炭があいだに介在したが、端折る）、第二次世界大戦後の資本主義の不死鳥のごとき再生と世界的な高度経済成長を可能にしたのは何か。もちろん、それだけではないが、石油への原料・燃料転換、石油文明の到来、石油化学・自動車等の耐久消費財産業の拡大を梃子にする雇用の爆発的拡大は決して欠かすことはできない、最重要の契機の一つである。石油への原・燃料転換こそ、従来、薪炭等植物、排泄物等動物に由来する有機物（バイオ）や風力、水力エネルギーなど、自然・大地との共生・循環を前提にしたエネルギー供給の縛りから経済活動を解き放ったのである。その衝撃は、タイムラグと格差をもちながらもアメリカからヨーロッパ、そして、東アジアからさらに広大な低開発国にも及んだ。しかし、やがて、石油資源の枯渇、そして、CO<sub>2</sub>排出による気候変動など環境制約が顕在化した。かくて、再生可能な新エネルギーへの転換が21世紀を持続可能な社会に出来るかどうかのカギの一つになってきた。原発が現に進んでいるエネルギー転換の経路の一つであるが、これが答えにならないことは明白である。いまだ、完成していない技術であり、事故によって一挙に、また、溜め込むほかない未処理の放射性廃棄物が漏れ出すことによって地球全体に計り知れない危険をもたらしつつあるのである。そこで、グリーン・ディールが登場した。しか

し、それが、大規模な財政支出によるハード・ソフトのインフラ投資や従来型先端科学技術の振興に偏り、先進地域と低開発地域との新エネルギー格差（いわば、「グリーン」デバイド）を拡げるようなものであってはならないだろう。また、再生可能な新エネルギーとして、バイオ・エネルギーに頼るにしても、食用でないからと一層むやみに化学肥料や農薬を多投したり、GMO種子開発にしのぎを削ったり、あるいは、低開発地域を一層広くバイオ・エネルギー・プランテーション化するようなことがあってはならないだろう。近代農業が犯した過ちを拡大して引き起こすことになるだろうから。

かくて、もはや明らかだろう、持続可能な食料・農業・農村コミュニティの確保も、はたまた、持続可能なエネルギーの確保も「大地と命の共生」を取り込んだ農業生産システム（フード・システム）、エネルギー生産システムの構築にカギがあり、わが社会的・連帯経済体制こそが、それを担うべく登場しなければなるまい、ということは。

ヨーロッパはその統合の初発のEECから、統合規模で農業を確保することを基本的課題としてきた。そして、新自由主義の波のうねりとほぼ同時に逸早く、農産物価格は市場に委ねる代わりに、直接所得保障をおこない、EUの差異ある文化、伝統、コミュニティ、そして環境とともに農業を確保していく決断をおこなったのである。

ところが、乱暴を承知でいえば、日本は差異ある農業発展の道を放棄し（農法としては欧米の道を模倣し規模拡大を願いながらも）、工業立国、輸出立国へ、さらに、アメリカの後を追って金融・技術立国を目指し、世界市場から安価な食料を獲得するのが最も効率のよい賢明な道だと確信していたのだ。東アジア諸国が、こともあろうに十数億人の人口を抱える中国までも、日本の後を追っていたのである。その挙句が、昨今の穀物価格の投機的な乱高下、食糧暴動、そして、日本について言えば、農業崩壊に近い今日の状況である。その延長上の中国の近未来は、そしてそれが世

界に与える影響は、想像するだけに空恐ろしい。

こうした中で、2007年度からようやく、日本でもEUにヒントを得、「担い手」に限定して、つまり、選別して階層分解を促し、直接支払い政策を始めた。「担い手」認定の基準は、都道府県4ha.以上（北海道10ha.以上）集落で取り組む場合は20ha.以上（但し、経理の一元化、法人化の計画を持つ、主たる従業者の農業所得の目標を定めることを要件とする）。しかし、2015年の達成目標にしてから、経営体数、約40万、自給率を現状の40%から45%まで上げるといふのだから、きわめて控えめである。2008年度の「担い手」経営体数は、当初の条件をいろいろ緩めても僅か8万ほどにしかならない（これに先立って2000年度から、中山間の条件不利地に対して直接支払いが始められたが、都道府県平均で、1集落当たり143万円、1戸当たり7.3万円では、自給率向上はもちろん、耕作放棄の進行を食い止めるにもきわめて不十分というしかない。もともと、集落が消え行くまでの気休め以上のものを期待していないのか？）。それには、何か根本的な問題がありそうである。

先程紹介した野田公夫は、農法類型論によって、『綿密な肥培管理（中耕除草）』と『環境の適切な制御（環境形成）』に支えられた農業は、個別農家の努力のみならず、何らかの集団による対処を必要とするが、日本の場合はムラがその役割を果たした。「…科学技術の発展によりたしかに個別経営の自立性は強化されるが、土地集積のためにも、その団地化のためにも、水路や畦畔の管理という点でも、今後とも地縁組織との協力は不可欠であり、この点において西欧農業とはその性格を大いに異にするのである。」（野田公夫2007, p.227）そして、「ごく一部のエリート経営創出をめざす構造政策を『西欧起源の西欧農業のための政策』として批判し」、「（西欧型とは異なる）日本型構造政策」を提唱する。「『所有権の重層化（上土は自分のもの、中土はムラのもの、底土は天のもの、という逸話にちなんだ表現）』とムラの調整に媒介された土地利用」「旺盛な植生に対応した綿密で総合的な土地・水管理」「小経営の存続」（さらにいえば『ふるさととしてのムラ』の継承）などは、個別上向型大規模経営体（構造政策が期待するのはこれであ

る)とともに種々のレベルのムラ協同およびそれを構成する多様な農村諸階層の存在を必要としている。…このようなムラに支えられてこそ大経営体も成長可能なのである。しばしば日本農村の混住性・兼業性が『農業近代化の遅れ』と嘆かれるが、むしろ日本農業の発展論理は混住・兼業農村というあり方を前提としているといわねばならない。」(野田公夫, 2007, p.232)

田代洋一も、「日本の水田農業は、個々の所持地は分散錯綜しているが、『むら』単位では面的にまとまっている。農政は今さらのように『面的集積』を強調しているが、『むら』は初めから面的集積体である。…農業効率を追求する一つのかたちとして積極的に位置づけることができよう」と、集落営農の効率的生産組織という面をいうが、「集落営農の多面的機能」として、もう少し別の視角からも集落営農の機能を評価する。「効率的・収益的営農が目的かといえ、そうともいえない。『むら』のど真ん中の田んぼにぺんぺん草が生えだすと、『もうここには住めない』ということになる。生まれ在所の定住条件を守ろうとしたら、田んぼを守らねばならない。ひとりで守れないならみんなで守ろう。これが…集落営農の出発点である。…農業の多面的機能が強調されている。…その伝で言えば、集落営農の多面的機能は計り知れない。定住条件の維持、高齢者や女性の活性化、生き甲斐作り、医療・福祉コストの削減、都市・農村交流等々。そっちが本命で農業はその手段とも言える。それは集落営農がたんなる生産だけではなく生活をメインテーマとしているからであり、そもそも生活は多面的だからである。」(田代洋一2007, p.136-137)

そして、集落営農について、われわれにはきわめて興味深い規定(引用文中の下線部)に言及する。「何らかの地域の面的な広がりを土台としたものでなければ集落営農とはいえない。ではどんな地域か。」と問うて、一般的には、中世を起源として連綿と今日に至る『むら』(自然村・農業集落, 14万集落)を基盤にすると言ってよいが、「しかしそれにこだわる必要はない」という。すなわち、「要は自分たちが、『これが農業としてまとまりの

あるおらが「ふるさとだ』と思う範囲を土台とすればよい。…加えて、リーダーやオペレーターの確保、農地の連担性、機械の性能から範囲を考えればよい。範囲が小さいとしがらみが強すぎてまとまらないこともあるし、範囲が大きすぎると『ばらける』こともある。小さければ他と一緒になればよいし、大きすぎれば内をグループ分けすればよい。そういう『開かれたむら』であることが大切である。地域みんなが議論に参加して共通目的に向かっていくことを『公共性』というが、集落営農はそういう地域公共性の追求であり、そのためには地域が『開かれている』ことが必要である』という。(田代洋一2007, p.138-139)

さらに、「まず話し合いだが、世帯主だけが集まったのでは駄目だという。…女性や後継者を巻き込んで真に地域ぐるみで話し合う必要がある。あるいは女性、青年といったグループ別に集まってもらって意向をまとめてもらう。…そういう風に様々な人が集まった場合に、初めから農業の話、集落営農の話にもっていったらダメ。人びとの関心から入っていき、女性や高齢者、若い層も取り込める多様なテーマを話し合う。具体的には米や転作だけでなく、野菜、特産物、園芸、直売所、農産加工、祭りや交流会。そのなかで5年、10年先のそれぞれのお宅の農地を誰がどのように耕作するのか(自作、作業委託、貸付、耕作放棄)をできれば具体的に目に見えるように圃場図に書き込むようにして集落農業の将来像を描いてみる。…話を性急にまとめようと思っはいけない。必ず反対が出る。日頃からうるさい人、規模が大きく自分できると思う人、役職経験者、機械を更新したばかりの人。もっともな理由もあれば反対のための反対もある。それを言いたいだけ言わせる。ただし、女性も含めたみんなの前で言ってもらい、意見は記録に残してもらおう。…実は最大の問題はリーダーがいない、経理のできる人がいない、という点である。リーダーについては筆者の経験では農協OBが最も多い。筆者はこの点で日本の農協も捨てたものではないと思っている。普及センター、学校の先生など組織・企業の経験者も多い。要するに『むら』と外の世界の両方に生きて、両方の論理の分かる人が多

い。」(同書, p.140-141)

われわれが田代洋一に、さらに注目するのは、集落営農を開かれたものにする契機として、「いえ」制度をはじめ、従来の男性支配の農村制度・秩序の内部変革を推進する女性パワーの台頭を挙げていることである(同書, p.148以下)。そして、逆にうえに見た生活の全体の協業・連帯にまで広げて幅や厚みを増した集落営農の遂行こそがさらに女性パワーの増進を促すという連関にも注意を促していることである。

もちろん、内部から変革するばかりでなく、文字通り外へ開いて連帯を求め、集落営農の地域支援組織・ネットワークをつくっていくことが重要である。

田代は、女性パワーにつづいて、第二に、集落営農による集落営農の仲間作り(先発のリーダーの語り部派遣, 視察し合い, そして、集落営農の地域協議会づくり), 第三に、集落営農間の協力や統合。大型機械の導入・利用, リーダーやオペレーター確保, 商品ロットと販路の拡大などは、農村コミュニティの多様性・重層性を踏まえつつ、連携をソフト・ハードの両面で模索していく。そして、第四に、不在地主地の管理(同書p.147)。そして、さらに、地域農業支援システムの再構築を挙げる(同書p.154以下)。地域振興は本来自治体や農協の仕事であるが、広域統合やスリム化で厳しい状況にある。そこで市町村の地域振興公社が注目されるという(ちなみに、「国土施策創発調査」の一報告書は、その延長上に、自治体と農協の他に、NPO, 大学, 企業が加わり、また、対価収入を得ながら市民的公益を追求するものとして、すでに欧米で展開している社会的企業という企業形態があることを示唆している)。関東農政局(2007, p.168.)

また、農協については、「農的地域協同組合」への改革を提起している(同書, p.169以下)。「ほんらい零細な家族農業経営は家計と経営, 生活と生産が一体化しており、そこで農協が総合農協の姿をとることは自然であり、…総合農協の事業展開自体が農業プロパー以外の面では農家のみに限定されない拡がりをもっている。とすればその構成員を農家に限定するいわれ

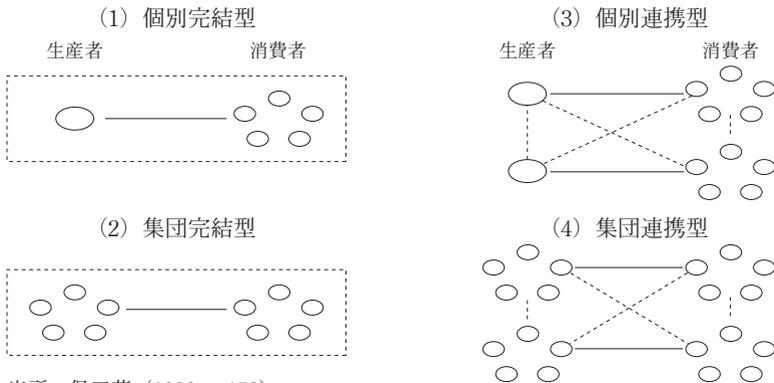
はない。総合農協としてのあり方は、このような地域のみんに開かれた公共性を担う潜在的可能性を有している。」という。しかし、農的という形容詞がつくのは、「地域の農業・経済の活性化，自給率の向上，地産地消，食育教育，多面的機能の発揮，地域資源管理といった地域公共性にかかわるテーマを担ううえでは，生活協同組合一般に解消することはできず，農的な要素が本質的に組み込まれていなければならない」からだ，という。

さて，ここまでの田代洋一の議論には深く共鳴し，それをもってわれわれの議論を展開してきたが，農協改革論については半分は深く共鳴しながらも，半分は不満を感じる。それは，田代洋一が集落を地域に開くというばあい，地域とは農村地域に限定されすぎているか，地産地消，販売所や道の駅での販売も販売する場所は農村地域である。しかし，開かれる範囲は，そして地域公共性の範囲はいま急速に都市市民にまで広がる潜在可能性が出現してきている。

従来から，生産者と消費者の提携は，様々な仕方で追求されてきた。例えば，保田茂は有機農業の産消提携を図9を掲げて類型化している。

また，河野直践『産消混合型協同組合—消費者と農業の新しい関係—』は，産消混合型協同組合組織について事例を挙げつつ次のように類型化し

図9 産消提携の4つのタイプ



出所：保田茂（1986, p.153）

ている。

第1類型：同一生協内・産消連携型：〈愛媛有機農産生活協同組合〉〈生協・熊本命と土を考える会〉

第2類型：産消混合型の協同組合的会社（＝社会的企業）

〈(株)大地〉グループ 任意組織「大地を守る会」の監督の下に置く。別会社による事業多角化，有機農産物流通の拡大と会員の顧客化，他組織との連携，地場流通の模索。

〈(株)安全農産供給センター（京都）〉任意組織「使い捨て時代を考える会」の二枚看板。

〈(株)熊本有機農産流通センター〉

第3類型：同人的会社（メンバーの消費よりも組織外に販売する事業協同組合，都市住民の出資と運営参加）

〈みどりの風協同組合グループ〉，〈静岡県藤枝市の(株)水車むら紅茶〉

第4類型：労働者協同組合，ワーカーズ・コレクティブ

〈島根中高年事業団による農作業の受託〉，〈福岡県粕屋郡中高年事業団の菜園作りと老人給食〉，〈長野県高齢者協同組合の「食と農」事業〉，〈愛媛県の有機農業に取り組むワーカーズ・コープ「無茶々園」〉

そして、その草創期から「生産する消費者運動」として生協運動を続けてきた（加藤好一「あしたを作りつづける『生産する消費者』運動」『社会運動 No.322』2007年1月）生活クラブグループは、このたび、「生産への労働参画プロジェクト最終答申」をまとめた（生活クラブ事業連合生協連合会理事会，2008）。それは、まず、1) 消費者と生産者との交流会や産地見学から始まり、2) 国産鶏の育種・普及，NON-GM飼料原料確保などのため共同事業協議会・プロジェクトを立ち上げたり、3) 共同開発米などの開発リスクに備えた基金設立、4) 牛乳の加工処理場などのため新会社設立への資本・経営参加などとして進められてきた。そして、「計画的労働参加」が

1995年の共同購入第2次中期計画のなかで提案されたのである。それは、「通常の『援農』を超えて、定植・収穫等の繁忙期に組合・家族が支援した労働の経費（労賃・宿泊費等）を該当の消費材（消費財ではなく、消費材とする使用価値重視の生活クラブ用語）価格に上乗せし、利用する組合員が負担する仕組み」で、長野県飯綱町、愛知県豊橋市の加工用トマトの収穫や長野県安曇野村の「はちみつ」採集などの連合会の取り組みの他、単協でもさまざまに取り組みられてきた。それが、第4次連合事業中期計画（2005～2009年度）で、「食の再生産構造の保障に努力し、生産構造への参画を計画する」となり、今回の最終答申において、新たな（第2）ステージとして、「『生産する消費者』による自給運動」を提起したのである。そして、次のように言う。

「私たちが生産への労働参画とを通して実現したいのは以下の事柄です。

- ①消費者・生産者の違い、都市と田舎の違いを乗り越え、新たな農業生産現場の『担い手』をつくる事例を示して日本農業を再生したい。
- ②第1次産業のみならず原料加工も含めた『1.5次産業』を、消費者と生産者、田舎と都市の連帯によって再生したい。
- ③食料自給力回復の実践を社会に示し、共感の輪を広げ、共同購入運動・事業の参加者を広げ、問題の解決力を強めたい。」

さらに、先に述べた現今の世界経済、世界農産物市場の狂奔によって、「安全で安い食品が安定的に手に入って当たり前」という日本の常識は根底から覆えされ、翻って内をみれば、日本農業・農村はまさに崩壊寸前の危機にある。かくて、「食料・農業政策は、5%の第1次産業生産者のための政策ではなく、95%を占める消費する側にとってこそ切実な『基本的生存を脅かす国民的課題』だ。…それは国内はもとより世界における『奪わない、奪われない』関係はいかにして可能かを考え、実践していくことにつながる」（米倉克良「解題」）として、生活クラブ生協連合会は自らの「『食料安全保障』確立のための『自給力向上』に向けた実践的政策（8項目の

具体的提案に表現)」（『社会運動』No.344, 2008年11月）を各政党に提案し、「将来ビジョン」およびその実現のためのロード・マップ等をマニフェスト（政権公約）として示すよう、要求したのである。

これは、都市市民のあいだから生まれた生協運動が（1）の社会統合の危機への対応ばかりでなく、（2）の大地と命の共生の危機へも対応すべく、田代洋一のいう、農村の地域的公共性をも自らの公共性としても担いつつ、新たなナショナルな多文化市民的公共性づくりを始めたこと、そして、それをもって国政を転換すべく、ヘゲモニー争いを開始したということであろう。かくて、田代洋一の農村地域の地域的公共性がこれに応じない手はないだろうと思う。しかし、もちろん、それは農村地域の農的総合農協は都市生協と均一になるべきことを意味しない。それぞれの地域や構成員の差異を互いに承認し合い、差異ある独自の総合生協となればよいのである。それゆえ、農的総合生協も在り得る、というよりも、都市生協と連携することによってその特色をよりダイナミックに展開できるのではないだろうか。それには、生協規制を取り払い、つくりやすい、つかいやすい協同組合合法制定にも取り組まねばならない。あるいは、さらに、社会的経済の革新形態である社会的企業法の制定運動にも取り組まねばなるまい。

以上述べてきたように、「バブル退治」にしろ、（1）の「雇用・福祉ディール」による社会的統合にしろ、（2）の大地と命の共生（エネルギー、環境問題についても食料・農業・農村の危機への対応を応用することができよう）にしろ、①（システム側に立って）問題を少しでも持続的に、ラディカル（根源的）に克服しようとするなら、社会的・連帯経済と連帯できる、あるいはそれを組み込めるところまで政策やシステムを柔軟化し、多様化し、重層化させねばならない。②逆に、（社会的・連帯経済の側からいえば）社会・連帯経済が（1）や（2）の危機に対応して澎湃として興っても、システムに働きかけ、システムを柔軟化し、多様・多層化し、自らをシステム

に組み込まねば、持続的なダイナミズムを失うことになる。いずれにしても、(1)、(2)の危機克服のために、社会的・連帯経済を組み込んだシステムの変容・変革が必要であり、変容・変革なった経済体制が、社会的・連帯経済体制というものなのである。

ここで、注意すべきことは、一度できたからといっても、社会的・連帯経済体制はけっして静態的で、安定した体制ではなく、システムと社会的・連帯経済とはいつでも浸透し合ったり、対抗し合ったりしているということである。竹田茂夫がいうように、市場システムは強力である。川上忠雄・増田寿男がいうように、国家システムもまた強力である。したがって、社会的・連帯経済の問題として、「同型化問題」が提起されている。すなわち、竹田茂夫のいう営利企業への同型化、そして、自治体のアウトソーシングを受ける社会的企業の自治体行政（官僚化）への同型化問題が提起されている。しかし、先にも言ったように、現今の危機の恒常化の時代への突入は、社会・人間防衛としての社会的・連帯経済の生成は決してそのダイナミズムを失うことはないのではないか、と思う。

ところで、この危機の進行が社会的・連帯経済生成の、さらには社会的・連帯経済体制構築の引き金になるということは、たしかに、前書でも、新自由主義的グローバリゼーションによる生活世界の植民地化のきわまった危機などとは表現していた。しかし、日本農業の崩壊の危機とサブプライム・ローン破綻に始まるような市場システム暴走の果てのカタストロフィーがもつ衝撃力の認識はやや希薄であったと反省せざるを得ない。それゆえ、前書第3章の複合的地域活性化戦略において、システムと主体（社会的・連帯経済）の対抗と浸透を問題にしながらも、農村部における主体（社会的・連帯経済）の生成を十分に析出できなかった。そこで主体形成が澎湃とダイナミックに進んでいる都市部の社会的・連帯経済生成・発展の問題へすぐに移行してしまった。

しかし、ハーバーマス読解を掘り下げ、西欧近代の臭いの強いアソシエーションや市民的公共性を多文化性のなかで相対化し、かつ、日本農業の

崩壊の危機に瀕したところでのサバイバル・パネの在りようを目の当たりするなかで、日本における社会的・連帯経済体制構築へむけて、もう一つの主体（社会的・連帯経済）が蠢動しつつあることを再認識させられたのである。そして、いつもながらであるが、日本の食料・農業・農村の崩壊の危機を自らの問題として再認識し、決然と国政を転換させるべく、自給運動に立ち上がった都市市民の登場も農村への注目を助けてくれた。

### [3] マクロ体制輪郭素描

さて、以上で、マクロ的な社会的・連帯経済体制形成のダイナミズムは、これをある程度伝えられたと思うが、なお、全体の輪郭は定かでないかもしれない。そこで、箇条書きにでもして、構造的特徴と思われるものをいくつか追加しておきたい。

- ①まず、社会的・連帯経済体制は、いまや、社会的・連帯経済をシステムに組み込むことによって（1）社会的統合と（2）大地と命の共生を確保するべく、両者を重合したものを基盤とする経済体制だ、といえよう。内橋克人はこれら二つを合わせたものをF E C自給圏（Food, Energy, Care）という。
- ②しかし、（1）、（2）の条件の確保の仕方は、すなわち、【経済システム（⇔社会的・連帯経済）】のあり方は、農法でみたように、自然、社会、文化、歴史、そして生産力段階によって多様であろう。つまり、FECを基盤に据えたそれ以外の第二次産業、第三次産業の厚みも、様態も、生産力（＝潜在能力Capability）段階も多様であろう。先に見たように、生産力（＝潜在能力）の増大が（1）、（2）の条件を豊に確保するという軌道から外れ、システムの暴走が始まり、相対的に、あるいは、絶対的に（1）、（2）の条件を危機の迫り込む事態が現れえる。このような事態が進展しないように、また、逆に生産力（＝潜在能力）の増大が（1）、（2）の条件の満たし方を豊かにするようにコントロールするのが（直接にシ

システムに浸透して、あるいは、国家システムに働きかけることによって）、システムに組み込まれた社会的・連帯経済の機能である。それゆえ、経済構造、産業構造、そして雇用・就労の全体に占める（1）、（2）関連の経済、産業、雇用・就労構造のウェイトは（1.5次産業、6次産業の創出も加わって）、現在のそれよりかなり大きくなるだろう。

- ③しかし、それは、必ずしもゼロ成長ということにはならない。けだし、物的生産・消費、エネルギー生産・消費の削減やより厳しい環境制約が加わったとしても、知的、情緒的活動、ケア、癒し活動、スポーツ、旅等の余暇活動、学習、教育、研究活動、芸術などの創造的活動、その他もろもろの各種対人サービス（とくに、従来のアンペイド・ワークを計算に入れるようになれば）による付加価値は増大し得、それらは一般に労働集約的であるから雇用・就労も増大するからである。
- ④金融は、市場経済では期待利回りに基づいて資金を配分する。しかし、社会的・連帯経済体制では、規制によって、あるいは、トービン税のようなものを工夫して投機、そして、バブルの発生を抑制するとともに、まさに社会的・連帯経済的に、すなわち、多文化公共性の特殊形態としての社会的評価によって資金を配分する。
- ⑤財政・社会保障は、現今のようなカタストロフィーから抜け出すために、まずは、社会として持続可能な生存条件を確保するよう全力を挙げねばなるまい。そして、じつは、そのための近道、あるいは効率的な道は、（1）、（2）にかかわる社会的・連帯経済の大々的な創出、そして、そのためのハード、ソフトのインフラ整備を行なうべく積極果敢な財政支出を行なうことであろう。そしてそのことによって〈公共性の再構造転換（おらが政府に転換すること）〉を行なって、人びとの公共性への信頼を回復することである。

社会的・連帯経済をパートナーとする〈雇用・福祉ディール〉、〈グリーン・ディール〉、これが社会的・連帯経済体制のトレード・マークと、いうことになろう。

大分荒っぽくなってしまったが、本稿では、このあたりで切り上げ、最後に、さらに荒っぽくなるが、グローバルな次元での社会的・連帯経済体制のイメージについても若干でも触れておくべきだろう。

#### 〔4〕社会的・連帯経済体制のグローバル像

##### ①グローバルなディメンジョンの世界

グローバルなディメンジョンで社会的・連帯経済体制のイメージを捉えることはかなり難しい。まず、人と人との相互主観性の形成、そしてコミュニケーション的行為は、ローカルなディメンジョンでもっとも濃密に行なわれえる。グローバルなディメンジョンでは著しく限定され、グローバルなディメンジョンでの市民的、あるいは、多文化的公共性を獲得するのはかなり限定され、いきおい抽象的なディメンジョンに留まりやすい。したがって、世界的な法秩序もきわめて抽象的である。第一、ここには、世界的な法秩序があったとしても、それを担保する国家、すなわち世界国家システムはいまだ存在しない。

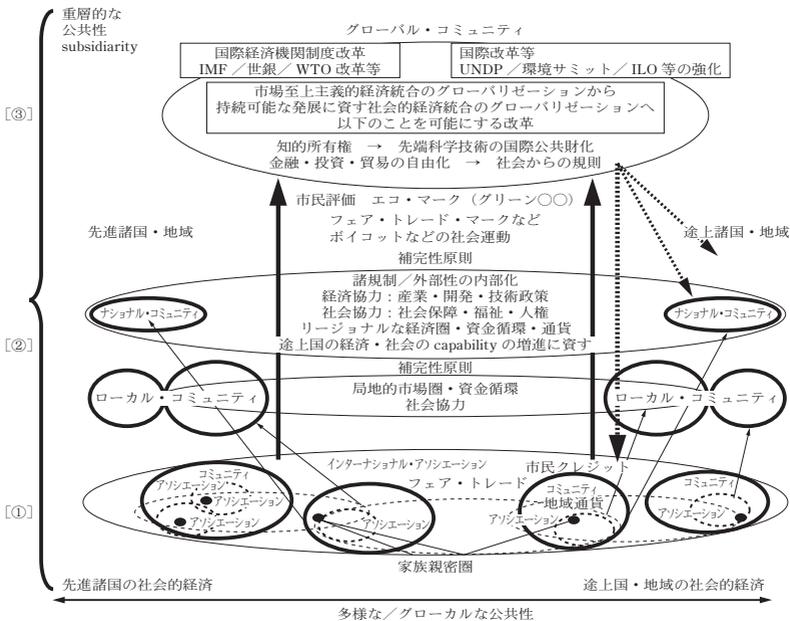
かくて、アクターとして有力なのは各国家群であり、とりわけ覇権国家であり、覇権獲得のため合従連衡する国家群である。うえに指摘した世界的な法秩序も、傍若無人に振舞う覇権国家をはじめとする国家群にはあって無きが如しである。それらと並んで近年とくに支配的になってきたのが、いうまでもなく、グローバルに展開する世界市場の論理(?)である。市場世界での有力なアクターは多国籍企業をはじめとする営利企業群であるが、彼らとて制御し切れないのが、バブルで高々と持ち上げたかと思うとドシン落とす、暴走する市場の論理(?)である。図10の上部に見えるような国際機関群はあることはあるが、覇権国家や国家群の合従連衡、そしてグローバル市場の論理(?)を制御できないか、IMFや世界銀行のように、ワシントンと一緒にあって、むしろ新自由主義を世界的に強制する道具となってきた。このように、国家にしろ、市場にしろ、システムの論理

(?) が闊歩するのがグローバルな世界である。

しかし、このシステムの論理、とくに新自由主義的グローバリゼーションによる市場システムの闊歩の甚だしきにも拘らず、否、むしろ、闊歩の甚だしき人がびとの命と暮らしを危機的状況に追い込み、いわばその防衛として社会的・連帯経済が世界的に台頭してきている、そして、それがグローバルなディメンジョンでも、図9の矢印の示すように、彼らが達成した市民的公共性をもってシステムに働きかけ、その市民的公共性をシステムに浸透させていくことを展望するというのが前書のモチーフであった。

しかし、これだけではいかにも心もとない、というコメントへの反論が本稿の出発点であった。そこで、ここまで展開してきた叙述によって、われわれがどれだけ説得力を増すことができたか否か、が問題となる。

図 10 「新たな公共性」のグローバルな性格



出所：前書 p.76

②まず、前提的事実として、社会的・連帯経済がグローバルな規模でどのように台頭してきているか、前書では、もっぱら社会的経済、そして社会的企業として展開してきているEU諸国、NPOとして展開してきているアメリカを中心にした叙述になっていた。その後、先にも言及したが、ごく簡単にでも、東西南北の世界の社会的・連帯経済が、さまざまなネーミングをもって台頭しつつある状況をテキストブックの一つの章のなかでに過ぎないが、概観する機会があった（吾郷・佐野・柴田編，2008）。同時に、上に述べたように、ハーバース読解を若干掘り下げた。その成果は、西欧近代の市民、アソシエーション、市民的公共性の相対化で、一方では、日本の農村の集落組織のようなさまざまな共同・協同組織の再評価となり、他方で、ラテンアメリカの連帯経済、そして世界社会フォーラムへの注目度の増大である。イスラム世界には未だわれわれの手が届いていないが、おそらく、非西欧世界での社会的・連帯経済のウェイトは高まるであろう。しかし、ここでは、このような事実の世界に立ち入る余裕はない。うえで展開した論理にのみ頼る他はない。

### ③社会的・連帯経済体制の論理

しかし、幸いなことに、うえで展開した社会的・連帯経済体制構築の論理は、グローバルな、この難しい土壌でも、ほぼそのまま適用できそうである。

1 とにかく基本原理は、生存条件に規定された生産条件の創出ということである。そして、そのためには、人々の命と暮らしのシステム化がもっとも進行した欧米社会でもコミュニケーション的行為（労働）を基盤とする社会的・連帯経済をシステムに組み込むことを必要とする。途上国ならば、なおさらさまざまな形態の社会的・連帯経済の組み込みが重要になる。これは、社会の持続性を確保しようとするなら、いつでも、どこでも通用する普遍的原理である。ただ、それは、すでに強調したように、自然・風土、社会、文化、歴史、そして生産力（=capability）に

よって多文化・多様，多層の相貌をもつ。したがって，非西欧社会の社会的・連帯経済のありようをみるときは，このことに多大の注意を払わねばならない。

- 2 うえの1)を多少腑分けすれば，(1)社会的統合条件と(2)命と大地の共生条件の創出となる。換言すれば内橋克人のいう「FEC自給圏」の創出である。ここで注意を要するのは，このことは，グローバル世界においては，ことに市場至上主義の新自由主義的グローバリゼーションが跋扈する世界においては驚天動地の衝撃的なインパクトをもつ。しかし，市場至上主義とそれを覇権をもって支え，IMF，世銀とともにワシントンコンセンサスのローラーを世界中に引き回した帝国アメリカの暴走の果ての，現今の「100年に1度の危機」・カタスロロフィーを前にして，やっと正気に戻って考えれば，しごく当然の普遍的真理に見えてこないだろうか。人々の暮らしをジャスト・イン・タイムでグローバルに拡げられたロジスティックスで賄おうとする自由貿易による国際分業は，狂気のあいだの悪夢だったのではないだろうか。理論的に考えても，「自由貿易論の理論的根拠とされているリカード比較優位論がきわめて特殊な理論的仮定のうえでしか成立せず，一般理論的性格を欠いている」（吾郷健二「自由貿易論批判」吾郷・佐野・柴田編『岩波テキストブック 現代経済学』第7章第1節）。

しかし，そういったからといって，アウタルキーが望ましいといっているのではない。田代洋一の「開かれた集落」とのアナロジーでいえば，〈集落営農による集落営農の仲間作り（先発のリーダーの語り部派遣，視察し合い，そして，集落営農の地域協議会づくり）〉，〈集落営農間の協力や統合。大型機械の導入・利用，リーダーやオペレーターの確保，商品ロットと販路の拡大など，農村コミュニティの多様性・重層性を踏まえつつ，連携をソフト・ハードの両面で模索〉ということは，グローバルな世界では〈集落営農〉というのを各国，各地域と置き換えれば，各国の〈社会的・連帯経済〉間の，そして〈各国〉間の〈仲間づくり，地域協議会

づくり〉、〈各国の社会的・連帯経済や国レベルの協力や統合、機械設備、技術・経営協力、販路提供協力、各国間の多様性、重層性を踏まえたソフト・ハード両面の提携〉ということになる。さらに地域的公共性は、サブ・ナショナル、ナショナル、スーパーナショナルな地域的公共性と読み替え、さらに、都市から生まれた生活クラブ生協の〈生産する消費者〉の「計画的労働参加」や「食の再生産構造」構築への参加との連携とは南北間も含めたスーパー・ナショナルな範囲でのコミュニケーション行為に基づいた地域的公共性を体現するFEC自給圏の構築ということになる。

ところで、田代洋一の「開かれた集落」は、多少、プラグマティックな面を強調し過ぎかなと思われるところもある（プラグマティックであることは、実際にはきわめて重要なのだが）。われわれの原則的理解では、相互の差異を承認しあい、自己のアイデンティティを豊富にすること、それに基づく多様で、重層的な広い範囲の多文化市民的公共性を獲得するということである。平たく言えば、ユニーク性を強めながら、相互に補完しあって、単独でできないことを達成し合うということである。

さらに、先に一国的な社会的・連帯経済体制のマクロ経済像の②として、「経済構造、産業構造、そして雇用・就労の全体に占める（1）、（2）関連の経済、産業、雇用・就労のウェイトは（1.5次産業、6次産業の創出も加わって）、現在のそれよりかなり大きくなるだろう」と論じたが、これは、日本を念頭においていっているのであって、途上国の場合は異なる。というのは、途上国の場合、いままで、自由貿易の強制によって先進諸国の工業製品に押され、第2次産業の発展による「生産力（＝潜在能力）」の増進を阻まれていた。したがって、（1）、（2）の条件の満たし方をより豊にするためには、工業化を進める必要がある。ここでいう地域協力はこのような途上国の「生産力」（＝潜在能力）を増進することも含まれる。

3 さらに、金融や財政について1国マクロ像としていったことは、ここでも通じるが、しかし、途上国の比重が大きいグローバルな、あるいは、リージョナルな世界では、ここにおいてこそ、直接に、途上国の(1)、(2)の条件を確保するために、そして間接的に生産力(=潜在能力)を高めるために、金融、財政による国際協力は本格化しなければなるまい。そして、前に言及したように、グローバルな世界において、その生存条件は時代規定的であり、中長期では一般に高まりつつある。これに応えていくためには、グローバルな規模でも、一国のマクロ像で言ったのと同じように、グローバルな規模で、(1)、(2)にかかわる社会的・連帯経済の大々的な創出、そして、そのためのハード、ソフトのインフラ整備を行なうべく積極果敢な国際協力を必要とする。グローバルな規模での〈雇用・福祉ディール〉、〈グリーンディール〉を必要とするのである。しかし、それはまさに至難の業である。

そこで、前書からの再掲図10をもう一度見られたい。ここでは、図が複雑になりすぎるので、スーパー・ナショナルなりリージョンが省かれているが、それを想像して重ねていただきたい。下方には、ローカルな世界(L)、中ごろに国民国家の世界(N)、そして上方にグローバル世界というように、重層的になっている。下方左に先進諸国の社会的・連帯経済、右側に途上国の社会的・連帯経済が描かれている。そして、(1)、(2)の条件確保を求めて、草の根のローカルから市民的公共性を担う社会的・連帯経済が立ち興る(経済システムへの市民的公共性の浸透)。また、それは、政治的ディメンションでも公共政治の民主主義化を要求する。この市民的公共性は、上方の国民経済と国家システムに働きかけ、その市民的公共性を国民経済と国民国家に浸透させる。さらに、その市民的公共性は国家を通じて、あるいは直接、国際機関・組織・制度に働きかけ、左上の国際機関・制度を改廃し、右上の国際機関・組織・制度を強化し

て、市場至上主義的なグローバリゼーションから社会的統合、命と大地との共生を促すためのグローバリゼーションに改革する。

前書では、以上のように、社会的・連帯経済体制のローカル・ナショナル・グローバルに重層する体制像を描いたのであるが、本稿のいままでの検討によって追加したり、強調すべき諸点は大きくまとめると次のようにいえよう。

- i まずは、市民的公共性を多文化市民的公共性と置き換えることである。それによって、その多文化市民的公共性の形成過程、そして、それがさらにシステムに働きかけるとき、つまり、矢印→の意味は、いまや、熟議に限らず、政治的、経済的、社会的、文化的、歴史的ヘゲモニーを争い、それによって新たな多文化市民的公共性を体現する政治、経済、社会、文化、そして歴史を創出するダイナミズムを増強することになる。
- ii 100年に1度のシステム危機に陥ったシステム側も無原則に、プラグマティックに、あらゆる手立てをつかってシステムを維持を図ろうとしている。しかし、それらは、はじめから有効性もたないか、持続不可能であったり、すでに失敗が実証済みのものばかりである。しかし、システムの維持のためであるとしても、とにかく社会を維持するためには、(1)と(2)の生存条件を確保しなければならない。そこで、システム側も、従来と、とくに新自由主義政策と180度違う政策さえ提起せざるを得なくなっている。しかし、その改革的な新たな政策が成功するためには、社会的・連帯経済の組み込むにまでの政策のラディカル化を必要とする。したがって社会的・連帯経済体制派からすれば、まさに、危機をチャンスに変える絶好の時を迎えたのである。
- iii グローバルな世界のアクターとして有力なのは国民国家群だといったが、そうならば、社会的・連帯経済体制派は、1. で指摘したようなヘゲモニー争いに勝利して親社会的・連帯経済政権の創出、あるいはそこまできなくとも、社会的・連帯経済の大々的な創出、そして、そのためのハード、ソフトのインフラ整備を行なう積極果敢な政策を採択させ

るくらいのヘゲモニーは、これを獲得すべきであろう。その国民国家を通じて、あるいは、国民国家をパートナーにして、地域協力や国際機関・組織・制度改革のベクトルを太く、強くすることができよう。少なくとも、食料主権、資源主権、環境主権などは、国家のためにその確保に協力することができよう。ブッシュのアメリカをchangeさせたもっとも有力なファクターはアメリカ国内からのchangeの声である。国家を社会的・連帯経済に少しでも近づけたとき、世界社会フォーラムに集う社会的・連帯経済の連帯もその力を一層増すことになる。そして、野田公夫がいうように、農業の構造改革不能地域は、日本ばかりでなく、東アジア・モンスーン地域に広がり、また、広大なアフリカもまた構造改革未達成地域である。これらの広大な地域、膨大な人口の差異ある農法に基づいた提案は、WTOの農業交渉で、未だ誰も代表していないという。

## おわりに

さて、社会的・連帯経済体制のグローバルな像をこのような原則的なことから、さらに、一步でも立ち入って具体化するには、かくて、まさに、各国内はもちろん、各地域的な、そして、世界的な政治、経済、社会、文化のヘゲモニー争い立ち入る現状分析を必要とする。地域を東アジアに限定するにしても、他日を期する他ない。ひとまず、ここで筆を擱きたい。

## 注

- 1) 粕谷信次・川上忠雄・山岡義典・佐藤慶幸・富沢賢治・柏井宏之・菅富美江・竹田茂夫・増田寿男・原伸子（司会）「座談会 『社会的経済の可能性』－粕谷信次著『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』を巡って－」『経済志林』（法政大学経済学部学会）vol.75 No.3, 2007年12月
- 2) 西川潤・生活経済研究所編著（2007）『連帯経済』明石書店、序章。紹介はかなり大胆なわれわれなりの抄約、要約による。以下の場合も凡そ同じ。

- 3) 本節(Ⅲ)は、拙稿「ハーバーマスの挑戦とハーバーマスへの挑戦」季報『唯物論研究』107号(「ハーバーマスの挑戦と射程」特集号),2009年2月,に基づく。そこで用いた「連帯経済」体制という用語を本稿では社会的・連帯経済体制という用語に言い換えた。
- 4) デモクラシー類型につけた(L),(Rd1)など略号はわれわれによる。
- 5) 樋口明彦『『ケアの倫理』と『正義の倫理』をめぐる対立の諸相』有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編(2007)
- 6) ナンシー・フレーザー「平等,差異,ラディカル・デモクラシー」D・トレンド編(1996),以下の出所の頁は,同書。
- 7) 各国の規模面積は,森田清秀(2008)を参考。

#### 〈参考文献〉

- 吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編(2008)『岩波テキストブック 現代経済学』岩波書店。
- 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編(2007)『ポスト・リベラルの対抗軸』ナカニシヤ出版
- 内橋克人(1994)『破綻か再生かー日本経済への緊急提言ー』文藝春秋
- 粕谷信次編著(1997)『東アジア工業化ダイナミズムー21世紀への挑戦ー』法政大学出版局。
- (1997)『『グローバル・ジャパナイゼーション』から『制度疲労論』への転落』粕谷信次編著(1997)所収。
- (2006)『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』時潮社。
- (2008)「非営利組織・社会的経済」吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編(2008)。
- 加藤好一「あしたを作りつづける『生産する消費者』運動」『社会運動No.322』2007年1月
- 関東農政局(2007)「自然や歴史と調和した美しい地域空間実現方策」p.168。  
([http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/souhatsu/h18seika/02shizen/02\\_nousui\\_06honpen3.pdf](http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/souhatsu/h18seika/02shizen/02_nousui_06honpen3.pdf))
- 北島健一「連帯経済論の展開方向ー就労支援組織からハイブリッド化経済へ」西川潤・生活経済研究所編著(2007)
- 河野直踐(1998)『産消混合型協同組合ー消費者と農業の新しい関係ー』日本経済評論社
- 佐藤紘毅・伊藤由理子編(2006)『イタリア社会協同組合B型をたずねて』同時代社

- 社会的経済促進プロジェクト編 (2003)『社会的経済の促進に向けて』同時代社  
生活クラブ事業連合生協連合会理事会「生産への労働参画プロジェクト最終答  
申」『社会運動』No.343, 2008年10月
- 田代洋一 (2007)『この国のかたちと農業』筑波書房。
- 多辺田政弘 (1990)『commonsの経済学』学陽書房。
- 西川潤・生活経済研究所編著 (2007)『連帯経済』明石書店。
- 西川潤「連帯経済—概念と政策」(西川潤・生活経済研究所編著 (2007))
- 野田公夫 (2007)「現代農業革命と日本・アジア—人・土地 (自然) 関係の再  
構築に向けて—」野田公夫編 (2007)
- 野田公夫編 (2007)『生物資源問題と世界』京都大学学術出版会。
- 宮本太郎 (2003)「ヨーロッパ社会的経済の新しい動向」社会的経済促進プロ  
ジェクト編 (2003)
- 森田清秀 (2008)「農地制度改革の課題」『NIRA日本の課題 食料プロジェク  
ト』総合研究開発機構
- 保田 茂 (1986)『日本の有機農業』ダイヤモンド社。
- Harvey, David (2005), *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University  
Press. 渡辺治監訳 (2007)『新自由主義』作品社
- Habermas, Jürgen (1962) *Strukturwandel der Öffentlichkeit—Untersuchungen zu  
einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied (Luchterhand). (1990)  
Surkamp Verlag, Frankfurt/main. 細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性  
の構造転換—市民社会の位置カテゴリーについての探求』1994, 未来社
- (1981), *Theorie des Kommunikativen Handelns*, Surkamp Verlag,  
Frankfurt/main. 河上倫逸・M.フープリフト・平井俊彦訳『コミュニケーション  
的行為の理論 (上)』未来社, 1985, 岩倉正博・藤沢賢一郎・徳永惇・  
平野嘉彦・山口節郎訳『同 (中)』1986, 丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・  
森田教実・馬場孚瑳江・脇圭平訳『同, (下)』1987.
- (1992), *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts  
und des demokratischen Rechtsstaats*, Surkamp Verlag, Frankfurt/ main. 河  
上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性—法と民主的法治国家の討議理論に  
かんする研究』(上下) 2002, 未来社. 英訳Rehg William, *Between Facts  
and Norms*, 1996, MIT press.
- Hirschman, Albert O. (1984) , *Getting Ahead Colectively: Grassroots Experiences  
in Latin America*, Pergamon Press Inc. 矢野修一他訳 (2008)『連帯経済の  
可能性—ラテンアメリカにおける草の根の経験—』法政大学出版局。
- Hobson, Barbara, Jane Lewis, and Birt Siim, (2002), *Contested Concepts in*

*Gender and Social Politics*. Edward Elgar.

Honneth, Axel (1988), *Kritik der Macht. Reflexionsstufe einer kritischen gesellschaftstheorie*, Frankfurt am Main. 河上倫逸監訳 (1992) 『権力の批判』, 法政大学出版局.

Trend, David ed. (1996), *Radical Democracy: Identity, Citizenship, and the State*, Routledge. 佐藤正志他訳 (1998) 『ラディカル・デモクラシー』三嶺書房

Zizek Slavoj (2002) “*Die Revolution Steht Bevor Dreizehn Versuche uber Lenin*” Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main. 長原豊訳 (2005) 『迫り来る革命—レーニンを繰り返す—』岩波書店.

## A New Prospect: The Social and Solidarity Economic Regime

Nobuji KASUYA

### 《Abstract》

We are now suffering from what has been termed “the worst financial and economic crisis in a century”. Neoliberalism, which swept over the globe under the banner of market supremacy, has at last self-destructed, leaving behind high unemployment and deepening cracks in social integration and an urgent crisis for the symbiotic relationship between the earth and people’s lives and living.

In the midst of this social and economic catastrophe, there is an acute need for alternative visions of a sustainable society.

We have tried to present such a vision for a sustainable society in our latest book, *On the Social Enterprises: The Promoters of a New Public Sphere* (Jichosha, 2006). We argue, firstly, that the “third sector” (comprising NPOs, co-ops, mutuals, funds and social enterprises, NGOs, etc., which we call social and solidarity economies), which is not the state-public sector, but neither the for-profit organization sector, has been developing from the grassroots and gaining power both within nation-states and on a global scale. Secondly, we argue that social and solidarity economies have worked in both the market sector and state-public sector to make socially and environmentally sustainable.

However, the outline and features of a macro vision of the socio-economic system formed following such a model remains to be clarified. Thus, we argue, first of all, that in line with Nishikawa, Jun’s *The Solidarity Economy* (2007), there is a need to give a name to the macro vision of the above-mentioned socio-economic system, we call this the “social and solidarity economic regime”, and attempt to analyze how and

why social and solidarity economies are able to effectively work on the market and public systems, especially in the areas surrounding the two great requirements that the sustainable society must meet, i.e., “social integration” and “symbiosis between the earth and people’s lives and living”. This analysis also implies that any public policy to be effectively pursued needs to be deepened to include collaboration with the social and solidarity economies. It is these logics that determine the basic outline and features of the social and solidarity economic regime. We try to provide a whole contour of this regime, including a global vision in as much detail as possible, by applying and extending the basic logic. However, we have only been able to present a partial and simple image of the whole regime, leaving the description of a fuller image as a task for the near future.